

## 世田谷区本庁舎等における区民利用・交流拠点施設 事業運営実施計画（案）について

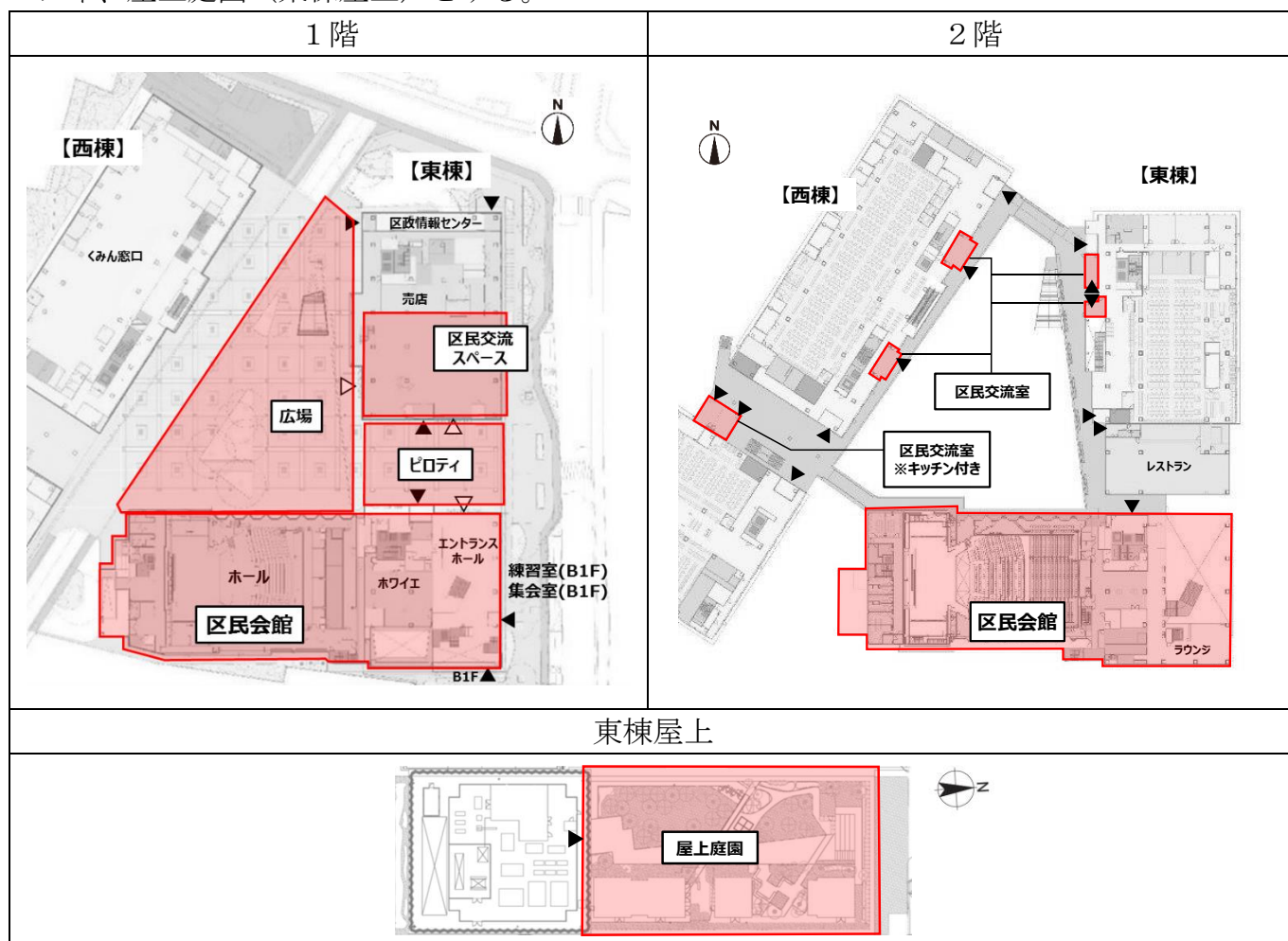
## 1 主旨

本庁舎等整備においては、基本構想の基本的方針のひとつに「区民自治と協働・交流の拠点としての庁舎」を掲げている。この実現に向けて、区では新たに整備する区民利用・交流拠点施設について、令和5年6月に運営の基本となる理念や方針等を定めた「世田谷区本庁舎等における区民利用・交流拠点施設運営基本計画（以下、「運営基本計画」という。）」を策定した。

運営基本計画を踏まえ、同施設の具体的な事業・活動内容や組織運営方法等に係る運営実施計画の素案を9月に取りまとめ、その後も区民意見等を聴取しながら検討を進めたところ、この度「世田谷区本庁舎等における区民利用・交流拠点施設事業運営実施計画（以下、「事業運営実施計画」という。）」（案）を取りまとめたので報告する。

## 2 対象施設

区民利用・交流拠点施設は、世田谷区民会館、区民交流スペース、区民交流室、広場、ピロティ、屋上庭園（東棟屋上）とする。



### 3 これまでの検討経過

令和4年度に実施した、「世田谷区本庁舎等整備に係る区民利用施設総合運営計画策定検討委員会」での検討等を踏まえ、令和5年6月に運営基本計画を策定した。本年度は区内NPO法人への意向調査、試行イベント、区民ワークショップ、学識経験者によるワーキンググループなどを重ねて多様な意見聴取に努め、9月に運営実施計画(素案)を取りまとめた。

その後も、同素案をもとに、区内市民活動団体へのアンケート、区民意見募集やシンポジウム等の実施により広く意見を聴取し、検討を進めた。

令和5年 9月 区民利用・交流拠点施設運営実施計画(素案)公表  
区民利用・交流拠点施設に関する区内活動団体アンケート実施  
10月 区民意見募集実施  
11月 学識経験者ワーキンググループ開催  
シンポジウム開催  
12月 学識経験者ワーキンググループ開催

### 4 事業運営実施計画(案)の内容

資料1「事業運営実施計画(案)(概要版)」、資料2「事業運営実施計画(案)」のとおり

### 5 「運営実施計画(素案)」に対する区民意見募集実施結果について

資料3参照

### 6 素案からの変更点について

資料4参照

### 7 今後のスケジュール(予定)

令和6年 3月 事業運営実施計画策定

# 世田谷区本庁舎等における区民利用・交流拠点施設 事業運営実施計画（案）【概要版】

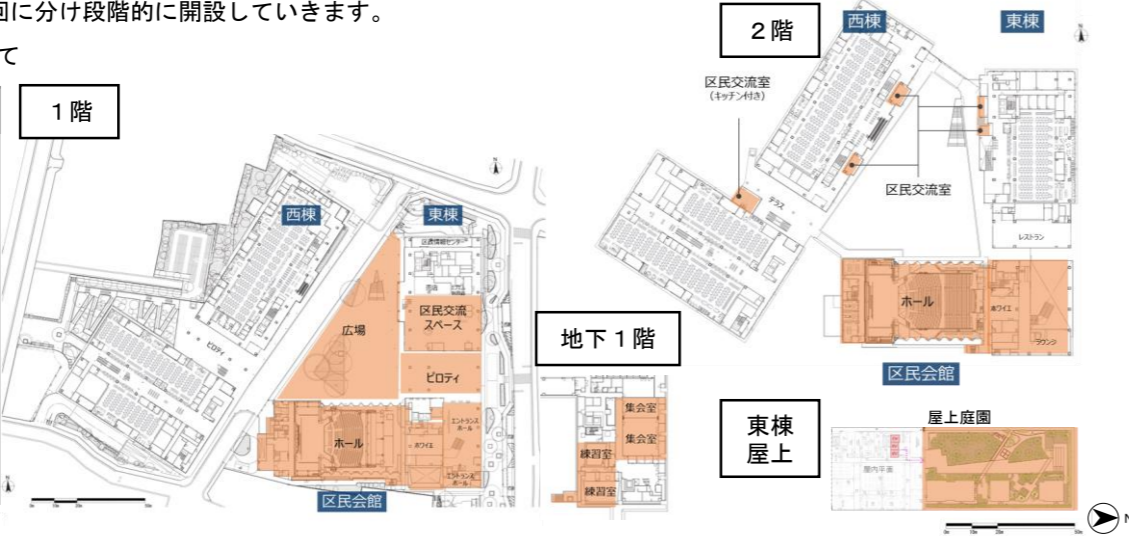
## 【第1章 計画の背景】

世田谷区では、新しい本庁舎等において、「区民自治と協働・交流の拠点としての庁舎」の実現をめざし、区内の様々な地域から訪れる区民がふれあい、交流できる場所として、多様な区民利用・交流拠点施設の整備を進めています。

区民利用・交流拠点施設は、3回に分け段階的に開設していきます。

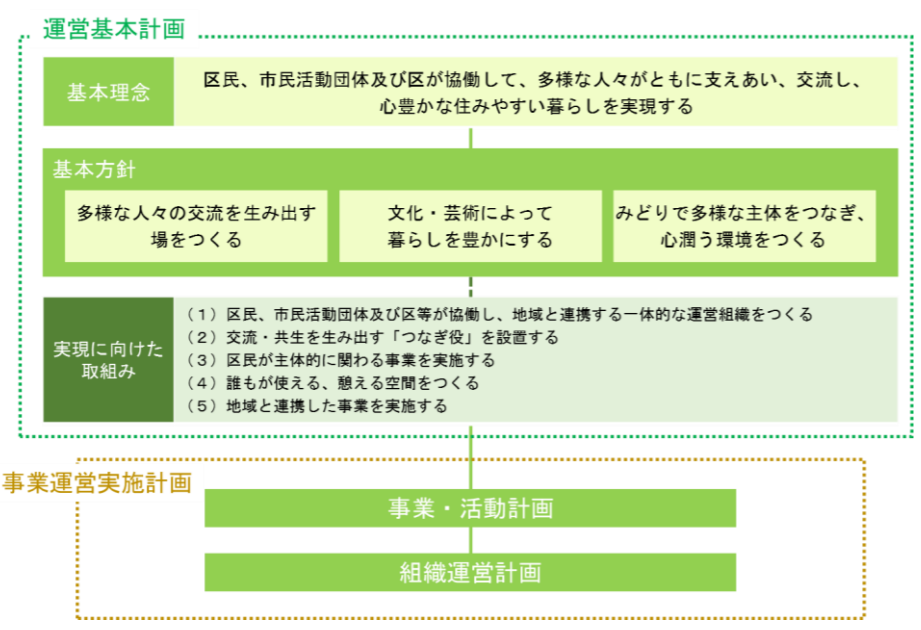
### ■ 区民利用・交流拠点施設について

1期工事後 開設 (令和6年度)	世田谷区民会館 (ホール、集会室、練習室)
	エントランスホール
	ラウンジ
2期工事後 開設 (令和8年度)	区民交流スペース
	区民交流室
	広場・ピロティ 屋上庭園(東棟)
3期工事後 開設 (令和11年度)	区民交流室 (キッチン付き)



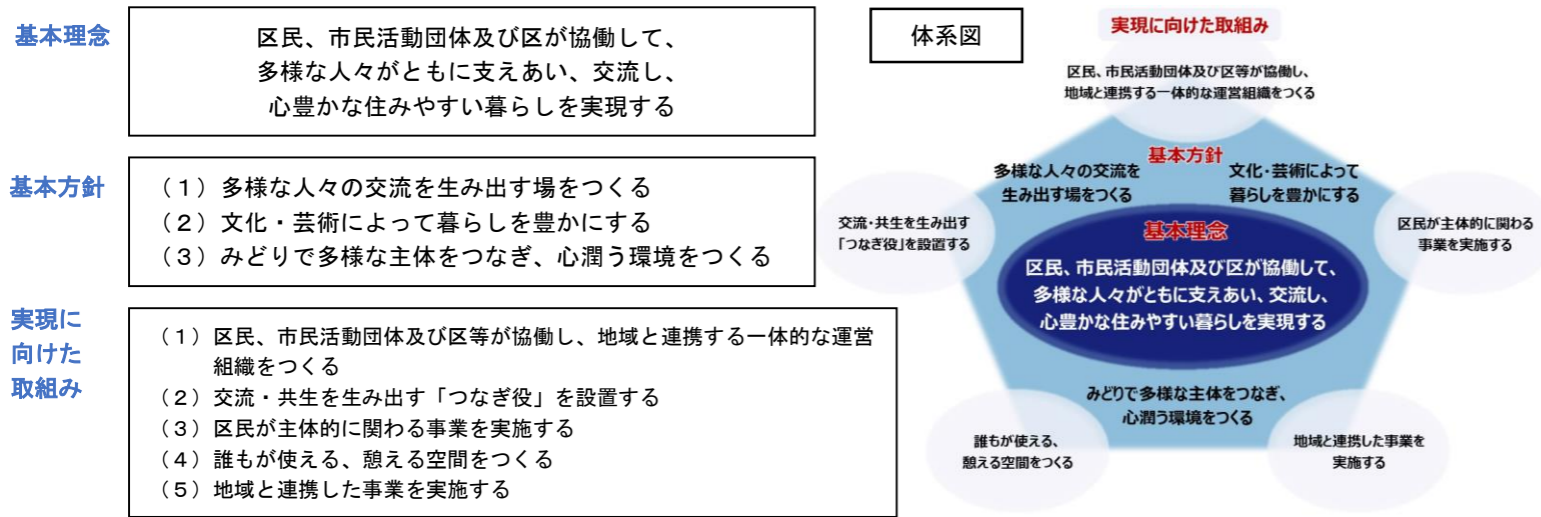
### ■ 計画の体系

令和5年6月には、区民利用・交流拠点施設の根幹となる「基本理念」、「基本方針」、「実現に向けた取組み」を中心とした大きな方針を記載した運営基本計画を策定しました。事業運営実施計画では、運営基本計画を踏まえた上で、より具体的・実証的な区民利用・交流拠点施設の事業運営に関する検討を進め、事業・活動、組織運営に係る計画をまとめています。



## 【第2章 運営基本計画の概要】

運営基本計画では、本庁舎等整備の基本方針の一つである「区民自治と協働・交流の拠点としての庁舎」を実現するために、基本理念、基本方針、実現に向けた取組みをまとめました。



## 【第3章 事業運営実施計画】

### 事業・活動計画

- 基本的な考え方
 

運営基本計画に定めた基本方針及び実現に向けた取組みを達成するため、庁舎機能と区民利用施設機能が融合する環境における区民参加・交流・協働の拠点としての事業展開により、これまで以上に積極的に協働を促進させます。
- 事業概要
 

運営基本計画に定めた「基本方針」に基づき、3つの観点から区民利用・交流拠点事業を組み立てることとし、事業実施にあたっては、運営基本計画の「実現に向けた取組み」を反映させながら、その実践を通じ、徐々に規模拡大や充実、深化を図ります。

区民活動・交流事業	文化・芸術事業	みどり事業
<ul style="list-style-type: none"> <li>市民活動団体の活動や展示の場を提供し、可視化する事業</li> <li>市民活動に関する情報収集・発信事業</li> <li>市民活動団体の活動、交流を促進し、持続性を高める事業</li> <li>市民活動団体の新たな活動を支援する事業</li> <li>区民と区の交流、協働を生み出す事業</li> <li>区民の憩いの場所を演出する事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区民が文化・芸術に出会い、参加・体験することができる事業</li> <li>地域のアーティスト、文化団体と連携する事業</li> <li>区民が良質な文化・芸術を鑑賞することができる事業</li> <li>文化・芸術の多様性を活かした事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>みどりに触れ、育む機会を提供する事業</li> <li>地域にみどりを拡げるための事業</li> <li>みどりを共に育む事業</li> <li>みどりを通じて環境保全に寄与する事業</li> </ul>
全体調整		
<p>区民利用・交流拠点としての一体性を保持し、全体の事業効果を最大化するため、全体調整を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用調整</li> <li>異なる分野が連携した事業</li> <li>周辺地域と連携して行う事業</li> <li>施設を活用した販わい創出事業</li> <li>広域的に展開する事業</li> <li>(仮称) 事業運営委員会事務</li> </ul>		

### ■ 区民交流スペースの利用図・レイアウトイメージ (例)

事業を総合的に実施していくためには、多様な区民を受け入れるコミュニケーションツール、多様な活動を支えるWi-Fi、照明、映像、音響、展示等の設備や備品、しつらえを整える一方、利用・参加のルールづくりが重要となります。

特に、区民交流スペースについては、交流促進のためルールは最小限にとどめながら、活動内容や過ごし方を想定したテーブル、椅子、ソファ等什器の配置によるゾーニングと、混雑具合及び他の活動状況の案内や時間帯等による活動内容の誘導を図ります。

なお、レイアウトは、利用・活動内容に応じて変更可能となるようしつらえるものとします。

※開設に向けさらに試行イベント等を重ね、今後設置する(仮称)事業運営委員会での協議等を踏まえて、多様な利用・参加を促す空間づくり、ルールづくりに努めます。



■ 運営日・時間、参加手続き等

区民利用・交流拠点においては、単なる施設の提供ではなく、ここで事業・活動が幅広く行われ、多様な区民の参加機会を創出することが必要です。そのため、運営時間や参加手続き等について、次のような考え方で設定するものとし、（仮称）事業運営委員会での協議を踏まえ詳細に決定していきます。

運営日・時間

年末年始や設備保守等に必要の日を除き事業運営することとする。

区分	運営時間	備考
区民会館 (ホール・集会室・練習室)	9時～22時 ※条例に定めるとおり	午前(9時～12時)、午後(13時～16時30分)、夜間(17時30分～22時)
東1期棟エントランスホール・ラウンジ	9時～22時	・2期工事期間中は活動を伴わない個人利用を想定。 ※運営時間については、2期工事期間中は変更となる可能性あり。
区民交流スペース	9時～22時	活動を伴わない個人利用は8時30分より
区民交流室	9時～22時	
広場	24時間通行可能	活動を行う場合は、9時～17時
ピロティ	24時間通行可能	活動を行う場合は、9時～17時
屋上庭園(東棟)	9時～17時	

参加手続き等

区分	利用・参加条件	利用・参加手続き
区民会館 (ホール・集会室・練習室)	営利を目的とした利用は不可(ホールを使用する場合を除く)	・団体または個人からの使用申請に基づき使用の承認を行う。 ・使用申請のオンライン化を進める。
区民交流スペース	政治や宗教活動等は利用・参加不可	・活動を伴わない個人は受付・利用手続きなし。 ・団体(区民1人以上を含む2名以上)及び活動を行う個人は、事前登録のうえ当日参加受付。 ・1日以上継続して活動や展示を行う場合は、事前相談を要する。 ・区民を含まない団体・区民以外の個人の活動及び営利活動も可能とするが、すべて事前相談を要する。 ・登録、事前相談は運営事業者の提案に基づくアプリ等により行う。
区民交流室		
広場		
ピロティ		
屋上庭園(東棟)		

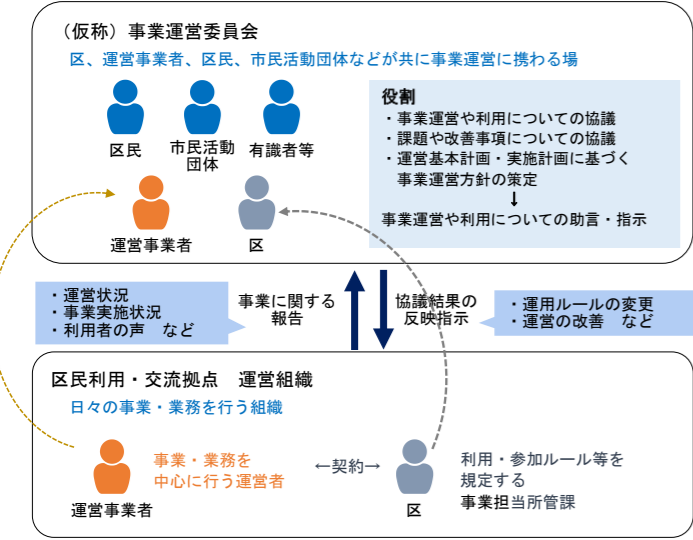
利用料金  
(使用料・参加料)

区分	利用料金(使用料・参加料)
区民会館 (ホール・集会室・練習室)	区民会館条例等に定める使用料
区民交流スペース	・原則として無料 ・1日を超えて継続して活動する場合は、拠点事業経費をもとに算出した参加料が必要 ・区民を含まない団体・区民以外の個人は活動時間に関わらず参加料が必要 ・営利活動は活動時間に関わらず参加料が必要 ・区との協働による活動は減免あり
区民交流室	
広場	
ピロティ	
屋上庭園(東棟)	

組織運営計画

■ 運営の全体像  
事業・活動計画で示した取り組みを効果的に実現するには、区民、市民活動団体及び区が協働し、そこに専門的なノウハウを有する人や企業等が関わる、区民利用・交流拠点ならではの運営組織が構築される必要があります。そして、長く関わって経験を蓄積することとともに、新陳代謝や世代交代が行われることも持続可能な組織づくりには大切です。本庁舎等整備2期工事竣工後の本格的な運営開始に向けて区内の団体、区民等との協議を行い、（仮称）事業運営委員会の組成を含め準備を進めます。

イメージ図



(仮称) 事業運営委員会  
区民のニーズや社会の要請に応じたルール変更、方針の見直しが円滑に図られるよう、区民利用・交流拠点事業の運営における情報や課題を関係者が共有し、改善策を話し合う場とします。その事務局は、運営事業者の補助を受けながら、当面区が担うものとします。組成にあたっては、まず準備会を組織し委員選出方法を定めます。

運営組織  
区民会館は、文化芸術に精通し、多様で良質な公演から親しみやすいワークショップまで多岐にわたる事業を提供すること、団体から個人利用までさまざまな施設利用ニーズに幅広く応えることが可能な主体が必要です。区民交流スペース等は、事業や場を提供すること以上に区民や市民活動団体をつなぎ、活動を促すコーディネートができる主体が必要です。こうした拠点事業の特性や専門性を踏まえ、契約事業者・団体が、区と連携して運営を主体的に担うこととします。

運営主体  
区民会館については、令和8年度後半に交流拠点のほとんどが開設するタイミングで、指定管理者による運営に戻すこととしています。区民会館の指定管理者と、区民交流スペース等の運営事業者を同一にすることは、事業運営の一体性保持のうえでは有益ですが、必要となる人員やノウハウの確保等、事業参画条件が厳しくなることを想定し、それぞれ選定することとします。事業者の選定方法は公募を原則とし、今後業務仕様の詳細化にあわせ設定します。

事業の枠組み図	東1期棟					東2期棟 (区民交流室は西2期棟・西3期棟設置分を含む)				外構
	区民会館			庁舎						
事業/施設	ホール	集会室	練習室	ラウンジ	エントランスホール	区民交流スペース	区民交流室	ピロティ	屋上庭園	広場
区分										
区民活動交流事業						業務委託				
文化事業	指定管理									
みどり事業						業務委託				
全体調整						業務委託				

※基本的な業務分担は上図のとおりとしますが、各事業において他の交流拠点施設を利用することがあります。また、上図の複数の委託業務については、一体的に発注します。

収支計画

区民利用・交流拠点は、ホール等の施設で使用料を徴収したり、事業・活動による利用・参加について一部有料にすることが想定されるため、収入が発生します。以下に一定の条件設定に基づく試算を示します。今後、事業者選定に向けた事業内容の詳細化、定量化等にあわせ、収支についても精査していきます。

試算条件	・拠点全体開設後の年間事業収支とする ・事業内容や運営日等は事業・活動計画に基づき設定する ・人件費等の単価は本計画策定時のものとする
------	---

単位：円

	区民会館	その他 (区民交流スペース等)	区民利用・交流拠点施設計
支出計	133,246,000	70,080,000	203,326,000
収入計	70,450,000	3,510,000	73,960,000
差引	62,796,000	66,570,000	129,366,000

【第4章 全体開設に向けて(今後のスケジュール)】 ※今後の本庁舎等整備工事の進捗状況等により変更があります

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7～8年度	令和8年度	令和11年度
・本庁舎等整備1期工事竣工 ・事業運営実施計画策定	・区民会館開設(業務委託) ・事業者選定に向けた業務仕様等案公表・意見募集(区民交流スペース等) ・(仮称)事業運営委員会準備会委員公募・設置	・事業者選定(区民交流スペース等)	・指定管理者選定(区民会館) ・(仮称)事業運営委員会組成・設置	・指定管理者・事業者による開設準備 ・庁舎管理規則等関連規定整備 ・本庁舎等整備2期工事竣工 ・区民交流スペース等開設 ・指定管理による運営開始(区民会館)	・本庁舎等整備3期工事竣工 ・区民交流室(キッチン付き)開設

世田谷区本庁舎等における  
区民利用・交流拠点施設  
事業運営実施計画  
(案)

令和 6年 2月

世田谷区

## 目次

第1章 計画の背景	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 区民利用・交流拠点施設について	2
(1) 施設構成及び開設スケジュール	2
(2) 施設図面	3
3. 計画の体系	5
4. 計画期間	5
第2章 運営基本計画の概要	6
1. 基本理念	6
2. 基本方針	7
(1) 多様な人々の交流を生み出す場をつくる	7
(2) 文化・芸術によって暮らしを豊かにする	7
(3) みどりで多様な主体をつなぎ、心潤う環境をつくる	7
3. 実現に向けた取組み	8
(1) 区民、市民活動団体及び区等が協働し、地域と連携する一体的な運営組織をつくる	8
(2) 交流・共生を生み出す「つなぎ役」を設置する	8
(3) 区民が主体的に関わる事業を実施する	8
(4) 誰もが使える、憩える空間をつくる	8
(5) 地域と連携した事業を実施する	8
第3章 事業運営実施計画	9
1. 事業・活動計画	9
(1) 基本的な考え方	9
(2) 事業概要	9
(3) 全体調整	16
(4) 運営（利用可能）日・時間、参加手続き等	17
2. 組織運営計画	20
(1) 事業・活動計画を実現し、持続する組織のあり方	20
(2) 本庁舎等整備2期工事竣工までの運営方法について	22
3. 収支計画	22
第4章 全体開設に向けて	23
1. 今後のスケジュール	23
参考 案作成までの検討経過	24

## 第1章 計画の背景

### 1. 計画策定の趣旨

世田谷区では、新しい本庁舎等において、区内の様々な地域から訪れる区民がふれあい、交流できる場所として、世田谷区民会館、区民交流スペース、広場、屋上庭園等、多様な区民利用・交流拠点施設の整備を進めています。

機能の異なる各区民利用・交流拠点施設を総合的、効果的かつ効率的に運営するため、令和4年度に検討した成果をもとに「世田谷区本庁舎等における区民利用・交流拠点施設運営基本計画（以下、「運営基本計画」という。）」を令和5年6月に策定しました。運営基本計画をもとに、区民利用・交流拠点施設の事業運営の細目を定めるため、このたび「世田谷区本庁舎等における区民利用・交流拠点施設 事業運営実施計画（以下、「事業運営実施計画」という。）」を策定するものです。

区民利用・交流拠点施設は、本庁舎等の整備に伴い段階的に開設していきます。区民交流スペース、広場等が開設する令和8年度を本格的な事業運営開始時期と定め、準備を確実に進めるとともに、その後も必要に応じて事業運営実施計画の見直しを図りながら、運営基本計画に定めた基本理念の実現に努めます。

## 2. 区民利用・交流拠点施設について

### (1) 施設構成及び開設スケジュール



区民利用・交流拠点施設は、本庁舎と同じ敷地内に整備されます。区民利用・交流拠点施設には、これまで長く区民の文化活動等に寄与してきた「世田谷区民会館」のホールや集会室、区民の様々な集まりやイベントの場であった「広場」が再整備されるとともに、「区民交流スペース」「区民交流室」「練習室」「屋上庭園」など、区民交流のための新たな場が追加されています。

本庁舎等整備は、現庁舎・世田谷区民会館・広場を段階的に解体し、三期に分けて建て替えや改修を行っていくことから、区民利用・交流拠点の開設が3回に分かれています。

主な施設構成及び開設スケジュール（予定）は次のとおりです。

開設時期	棟・工期	区分	席数・面積※
令和6年度 (2024年度)	世田谷 区民会館	ホール	933席 (前舞台使用時：902席)
		集会室(2室)	165㎡/95㎡
		練習室(2室)	80㎡/45㎡
	東1期棟	エントランスホール	390㎡+125㎡
		ラウンジ	155㎡
令和8年度 (2026年度)	東2期棟	区民交流スペース	745㎡
		区民交流室(2室)	各25㎡
		ピロティ	680㎡
		屋上庭園	1,335㎡
	西2期棟	区民交流室(2室)	35㎡/40㎡
	外構	広場	1,600㎡
令和11年度 (2029年度)	西3期棟	区民交流室(キッチン付き)	60㎡

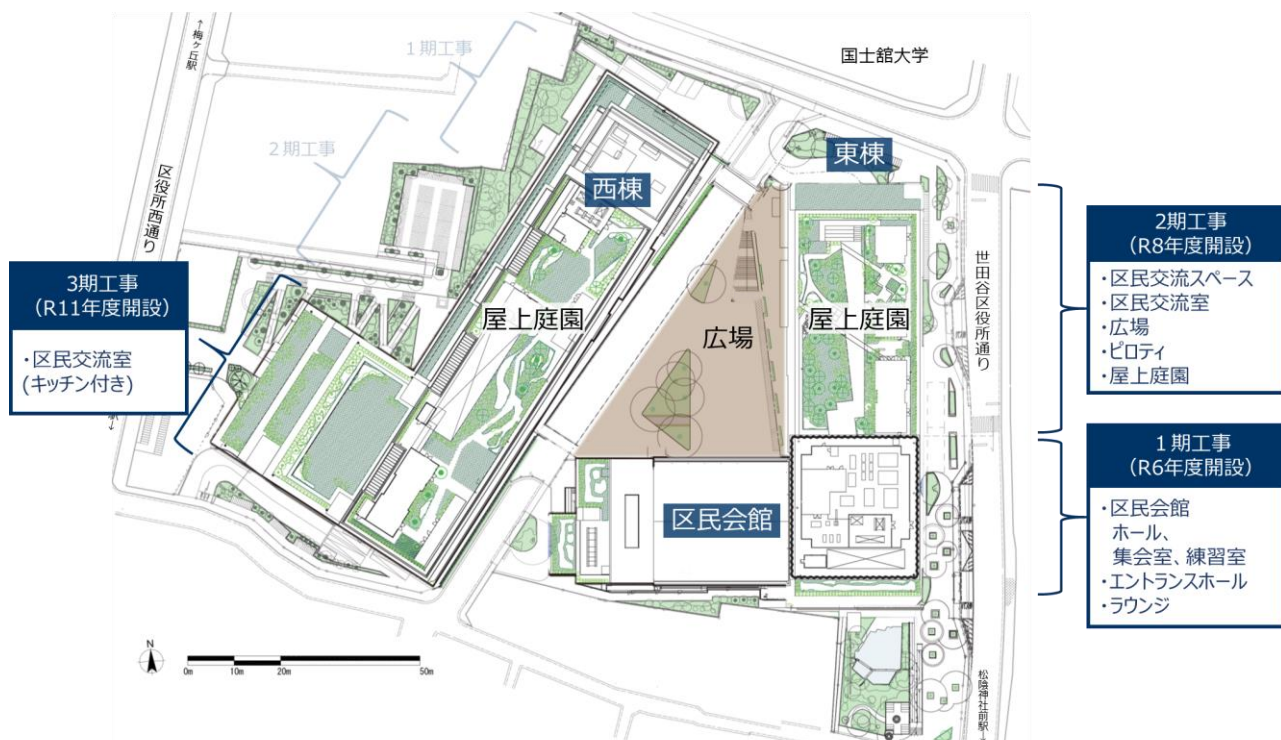
※壁芯による。5㎡単位で記載

※工事調整によって変更になる可能性があります。



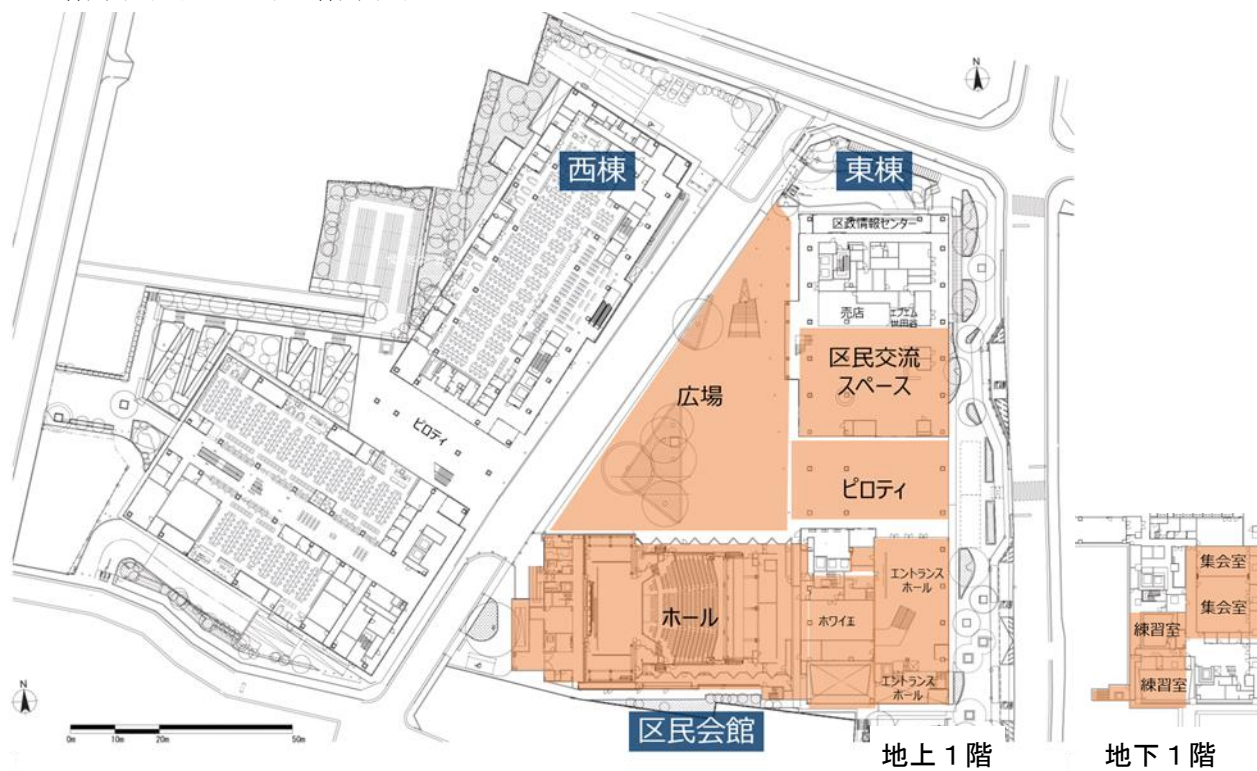
(2) 施設図面

①全体図

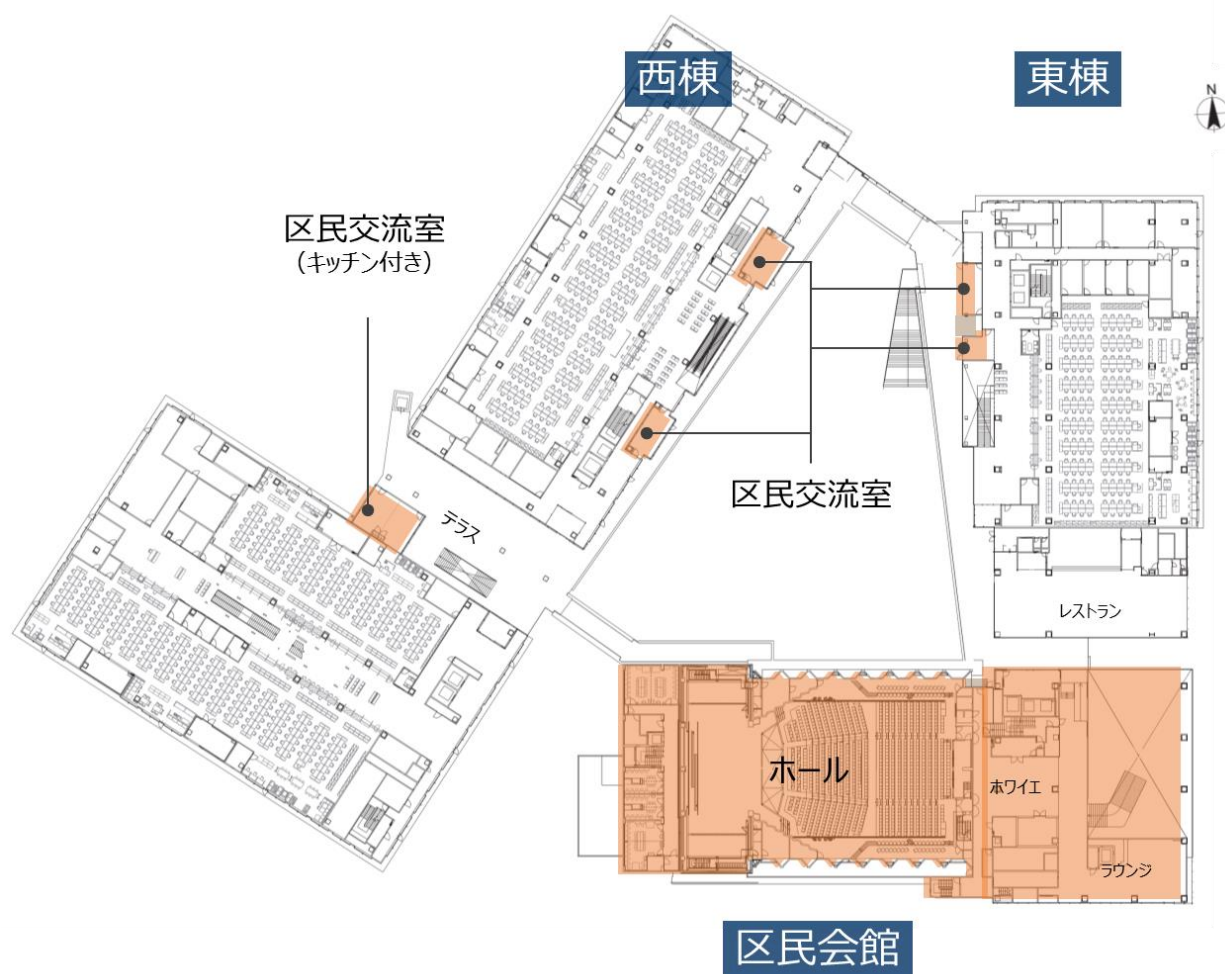


②各階平面図等

● 1階平面図及び地下1階平面図



● 2階平面図

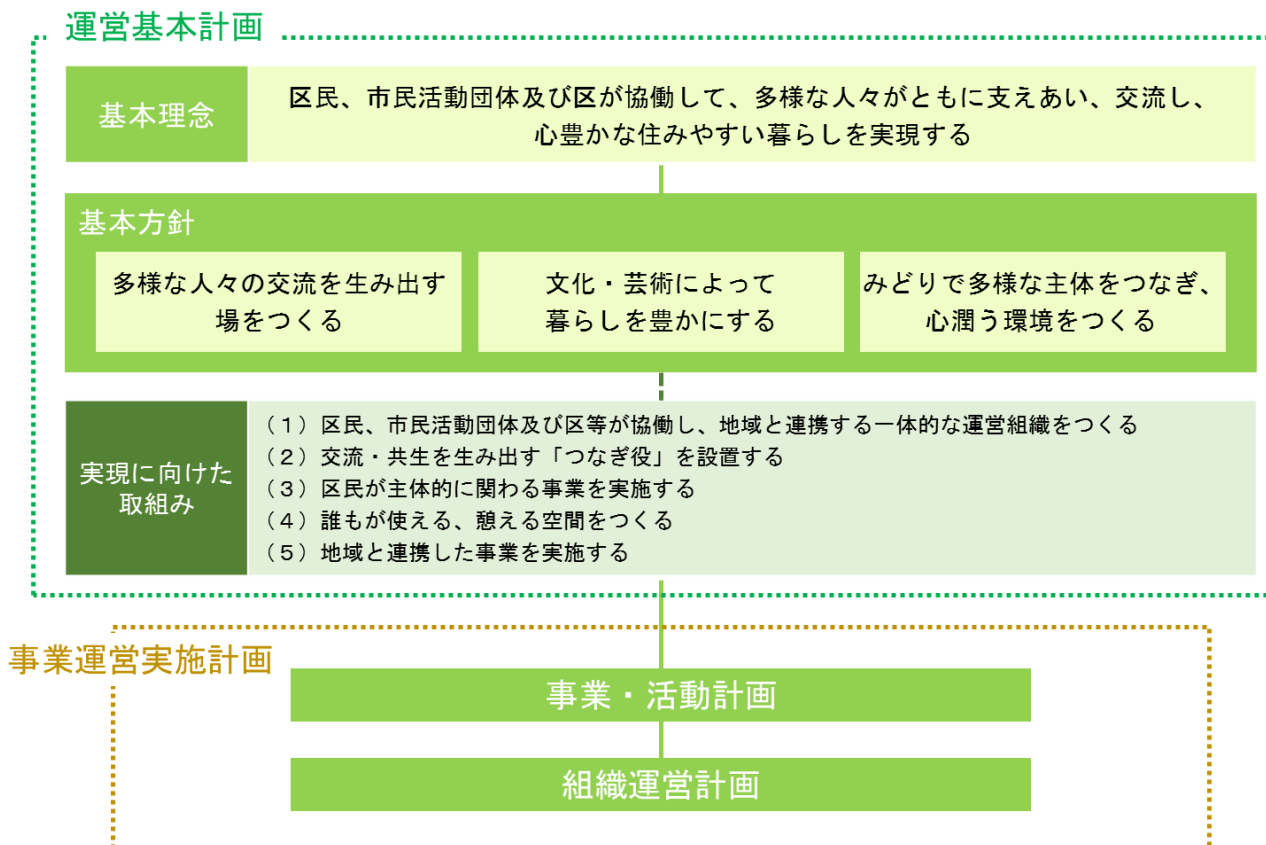


● 6階屋上庭園 (東棟)



### 3. 計画の体系

令和5年6月には、区民利用・交流拠点施設の根幹となる「基本理念」、「基本方針」、「実現に向けた取組み」を中心とした大きな方針を記載した運営基本計画を策定しました。事業運営実施計画では、運営基本計画を踏まえた上で、より具体的・実地的な区民利用・交流拠点施設の事業運営に関しての検討を進め、事業・活動、組織運営に係る計画をまとめています。



### 4. 計画期間

事業運営実施計画は、令和6年度を始期とします。全体の事業運営の取り組みについては令和8年度からとし、開設前の広報、プレイベント等については計画始期より進めるものとします。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
施設竣工時期		<ul style="list-style-type: none"> <li>■世田谷区民会館</li> <li>■エントランスホール</li> <li>■ラウンジ</li> </ul> 竣工		<ul style="list-style-type: none"> <li>■区民交流スペース</li> <li>■区民交流室</li> <li>■広場・ピロティ</li> <li>■屋上庭園(東棟)</li> </ul> 竣工			<ul style="list-style-type: none"> <li>■区民交流室(キッチン付き)</li> </ul> 竣工
運営基本計画	計画開始						
事業運営実施計画	計画開始						

※計画開始後は、検討状況や運営状況により、必要に応じて計画内容を見直すこととする

## 第2章 運営基本計画の概要

運営基本計画では、本庁舎等整備の基本方針の一つである「区民自治と協働・交流の拠点としての庁舎」を実現するために、基本理念、基本方針、実現に向けた取組みをまとめました。

### 1. 基本理念

**区民、市民活動団体及び区が協働して、  
多様な人々がともに支えあい、交流し、  
心豊かな住みやすい暮らしを実現する**

平成28年（2016年）12月策定の世田谷区本庁舎等整備基本構想に基本方針の一つとして掲げた「区民自治と協働・交流の拠点としての庁舎」。この方針に基づいて設計された新庁舎は、特にエントランス部分に位置する大規模な区民交流スペースについて、設計段階の検討会では、淡水と海水が交じり合い、多様な生物が共生し合う「汽水域」のように、人々の共生の場になり、ここで生まれる新しい関係が社会課題の解決に取り組む体制となることを将来像としました。

この提案を受けて、区民交流スペースや、世田谷区民会館、広場、屋上庭園等も含めた区民利用・交流拠点施設を舞台とし、さまざまな区民、市民活動団体及び区が協働して相互に影響を与え合いながら、多様な人々、一人ひとりが新たな縁を生み出し、交流して、心豊かな住みやすい暮らしを実現することをめざします。

### 体系図



## 2. 基本方針

### (1) 多様な人々の交流を生み出す場をつくる

- 誰でも日常的に訪れることができる空間や事業を提供する。
- 区民や市民活動団体が運営に関わり、区民利用・交流拠点施設を積極的に利用して活動することで、区民自治に向けた共生・共助を生み出す。
- 区が市民活動団体、地域活動団体、教育機関、事業者等と協働・連携した取組みを実施する。

### (2) 文化・芸術によって暮らしを豊かにする

- 全区的な文化・芸術の拠点として位置づける世田谷区民会館において、区民の誰もが暮らしの中で、多様な文化・芸術にふれ、体験・参加できる機会を提供する。
- 区民、市民活動団体及び区等の文化・芸術の取組みを推進し、心豊かな活力あるコミュニティの形成につなげる。
- 世田谷の歴史や文化・芸術の特色を活用し、地域の魅力向上に寄与する。

### (3) みどりで多様な主体をつなぎ、心潤う環境をつくる

- 「世田谷みどり 33」をめざした「区役所一帯のみどりの拠点」として、魅力ある緑化空間づくりと拡大に取り組み、みどり豊かで住みやすい「世田谷らしさ」のある風景の創出によって、みどりの量と質を高めることに貢献する。
- 多様な人々がみどりを通して環境と調和する場をともに創り上げ、その多面的機能や価値を共有し、すべての持続可能性の基層である「環境」にかかる負荷を低減させるための意識を醸成する。

### 3. 実現に向けた取組み

基本理念を達成するためには、「多様な人々が訪れ、交流する場をつくる」取組みが求められます。この取組みを実現するためには、子どもから若者・高齢者や、障害者、外国人等、区民の誰もが関わりやすい仕組みの中で、一緒に時間を共有して、試行を重ねながら、組織や人を育み、進めていくことが必要です。

#### (1) 区民、市民活動団体及び区等が協働し、地域と連携する一体的な運営組織をつくる

- ・区民、市民活動団体及び区等が運営に参画し、地域と連携する組織を構築し、区民利用・交流拠点施設で実施する事業や活動に横断的に関わる。
- ・区民利用・交流拠点施設全体への区民参画のあり方と併せて、緑化空間をコモンのように共同管理することについて検討し、試行する。

#### (2) 交流・共生を生み出す「つなぎ役」を設置する

- ・地域の課題やニーズに応じ、区民、市民活動団体及び区とのマッチング・交流など様々な案内や相談対応などを行う機能を試行する。
- ・区民交流スペース等で、利用者同士が顔見知りになり、つながるためのつなぎ手としての役割を担うこともめざす。

#### (3) 区民が主体的に関わる事業を実施する

- ・市民活動の持続的発展のため、新たに活動に参加する区民を増やすための普及事業を実施する。
- ・誰もが参画・協働できる文化・芸術環境を整備していくために、区民参加の文化事業やワークショップ等を開催する。
- ・みどりを楽しむことが区民にとって習慣づけられ、地域におけるみどりの役割を大切にする活動が区民に浸透するよう、「見て、楽しむ」だけでなく、「育み、活かす」事業の推進と定着を図る。

#### (4) 誰もが使える、憩える空間をつくる

- ・区民が気軽に立ち寄れる、思い思いの時間を過ごせる居場所となるような空間づくりを実施する。
- ・区民同士や区民と区などのミーティング、学習や研修、ワークショップなど、多様な体験や新しい経験ができる場を提供する。
- ・イベントや展示などを通して、市民活動団体等との協働や文化・芸術の創造性などから生み出される様々な価値により、活力ある賑わいづくりの場としてのイメージを創出する。

#### (5) 地域と連携した事業を実施する

- ・商店街、教育機関、図書館、公園緑地など、施設周辺地域の人的・文化資源と連携した地域の価値を高める事業を実施する。

## 第3章 事業運営実施計画

### 1. 事業・活動計画

#### (1) 基本的な考え方

運営基本計画に定めた基本方針及び実現に向けた取組みを達成するため、庁舎機能と区民利用施設機能が融合する環境における区民参加・交流・協働の拠点としての事業展開により、これまで以上に積極的に協働を促進させます。「活動を促す学びや出会いの機会を創出し、多くの区民の施設利用につなげる」、「施設で出会った利用団体、利用者及び区の協働を促す」、「施設利用を契機に運営への積極的参画を働きかける」など、本拠点の活用を通じ、交流や協働が促進され、多くの区民の地域活動へとつながり、基本理念である「区民、市民活動団体及び区が協働して、多様な人々がともに支えあい、交流し、心豊かな住みやすい暮らしを実現する」ことを目指します。

#### (2) 事業概要

運営基本計画に定めた基本方針に基づき、3つの観点から区民利用・交流拠点事業を組み立てることとします。事業実施にあたっては、同じく運営基本計画に定めた実現に向けた取組みを反映させながら、その実践を通じ、徐々に規模拡大や充実、深化を図るものとします。

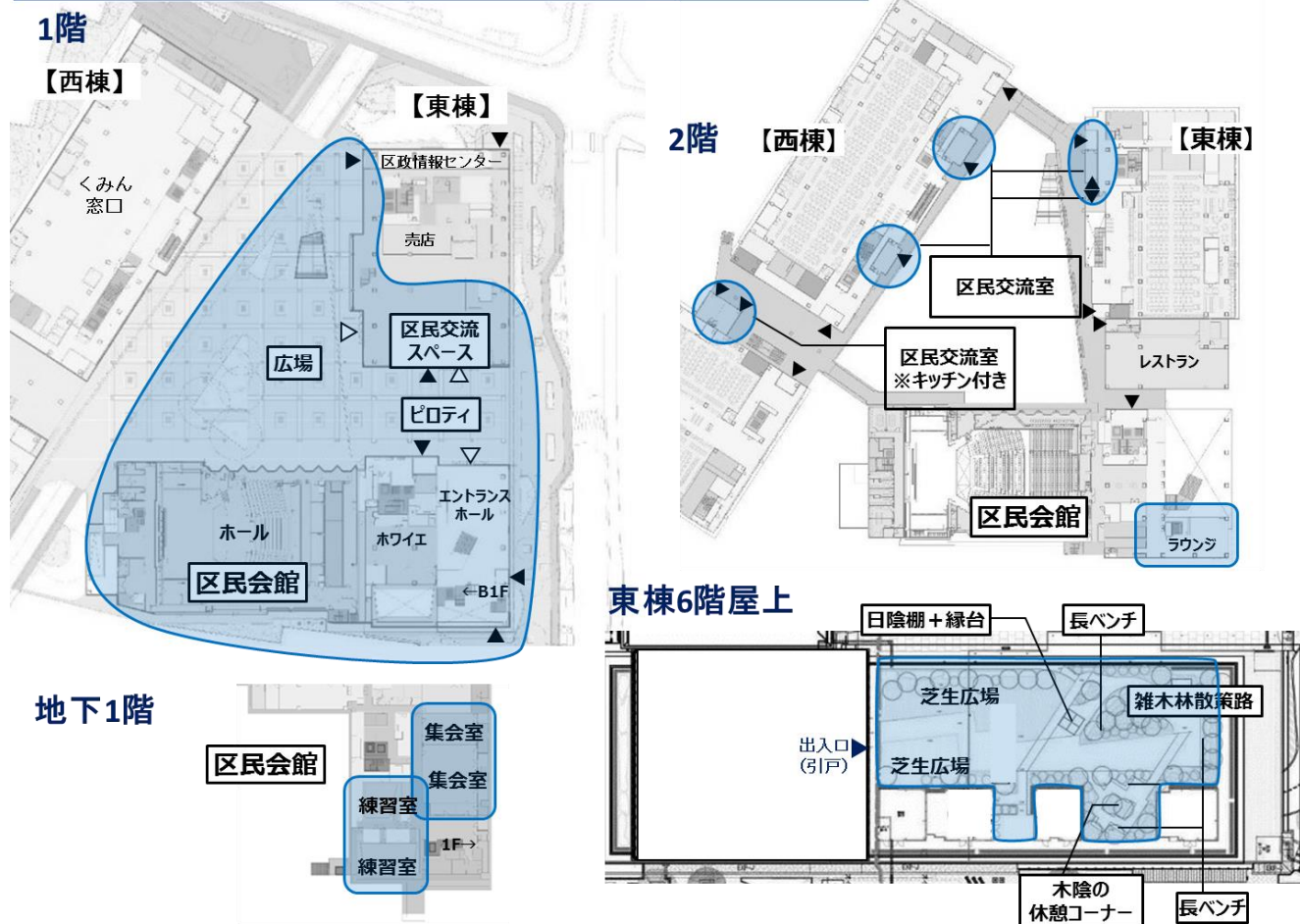
なお、本施設の維持管理については、舞台設備等一部を除き、本庁舎の総合管理業務に含まれています。

#### ①区民活動・交流事業

基本方針1「多様な人々の交流を生み出す場をつくる」の実現に向け、これまでの検討で積み上げた利用イメージをもとに、次の事業に取り組みます。

## 【利用イメージ】

## 多様な人々の交流を生み出す場をつくる



- ・ 区民利用・交流拠点施設全体が交流の舞台になる。
- ・ 本庁舎等に訪れた人が、色々な場所で思い思いの時間を過ごすことができ、エリアの性質ごとに様々な使われ方が想定される。

## 【事業概要】

事業目的・分類	事業内容
市民活動団体の活動や展示の場を提供し、可視化する事業	区内で様々に取り組みされている市民活動を、区役所のエントランスと融合する区民交流スペースを中心としたガラス張りの環境で実践、展示することにより、区役所を訪れた多くの区民に知ってもらい、交流や参加、活動の促進につながる機会をつくる。
市民活動に関する情報収集・発信事業	多様な市民活動を発掘し、普及や交流につなげるため、区民や団体、区が持つ関連情報を、SNS や紙媒体、口コミなども活用して収集し、当事者の意向も確認しながら冊子や動画配信等を活用し、積極的に発信する。
市民活動団体の活動、交流を促進し、持続性を高める事業	交流のつなぎ手となるコーディネーターを配置し、市民活動やボランティア等についての情報提供、相談対応、活動団体のマッチング、ライブ配信等活動を普及する事業の実施などの支援を行う。



<b>市民活動団体の新たな活動を支援する事業</b>	新たな市民活動団体が活動を始める場合や、既存団体が新たな活動や事業に踏み出すにあたって、その活動に関連する団体との交流機会や情報、また、試行の場を創出し、支援する。
<b>区民と区の交流、協働を生み出す事業</b>	市民活動をする区民と、それぞれの市民活動に関連する業務の担当者をはじめとする区職員の交流を促し、区の施策展開へつなげるために、協働でのイベント開催や試験的事業の実施、コーディネート機能の共同運営等を行う。また、協働に関する研修やセミナーを実施する。
<b>区民の憩いの場所を演出する事業</b>	区民が気軽に訪れ、思い思いの時間を過ごせるような空間づくりを行う。売店との連携や、時節や過ごし方の変容等に合わせてレイアウトを変えるなど、いつも居心地よく、楽しい空間となることを目指す。

なお、これらの事業を総合的に実施していくためには、多様な区民を受け入れるコミュニケーションツール、多様な活動を支えるWi-Fi、照明、映像、音響、展示等の設備や備品、しつらえを整える一方、利用・参加のルールづくりが重要となります。

特に、事業の中心として新しく整備される区民交流スペースは、交流促進の目的から、複数の活動が壁のない状態で同時に実施されることとなるため、動的活動と静的活動の共存や秘匿情報を扱う活動での利用などが課題となり得ます。基本的な考え方として、利用・参加ルールは最小限にとどめながら、扉や窓、壁、売店の位置、また、活動展示に適した照明やレール等設備の配置等も考慮しつつ、活動内容や過ごし方を想定したテーブル、椅子、ソファ等什器の配置によるゾーニングと誘導を図ります。また、混雑具合及び他の活動状況の案内や時間帯による利用・活動内容の誘導、秘匿情報等を扱う活動は区民交流室の活用、大きな音量等を伴う活動は練習室の案内といった利用調整にもあたります。なお、レイアウトは、利用・活動内容に応じて変更可能となるようしつらえるものとします。

【区民交流スペースの利用図・レイアウトイメージ（例）】

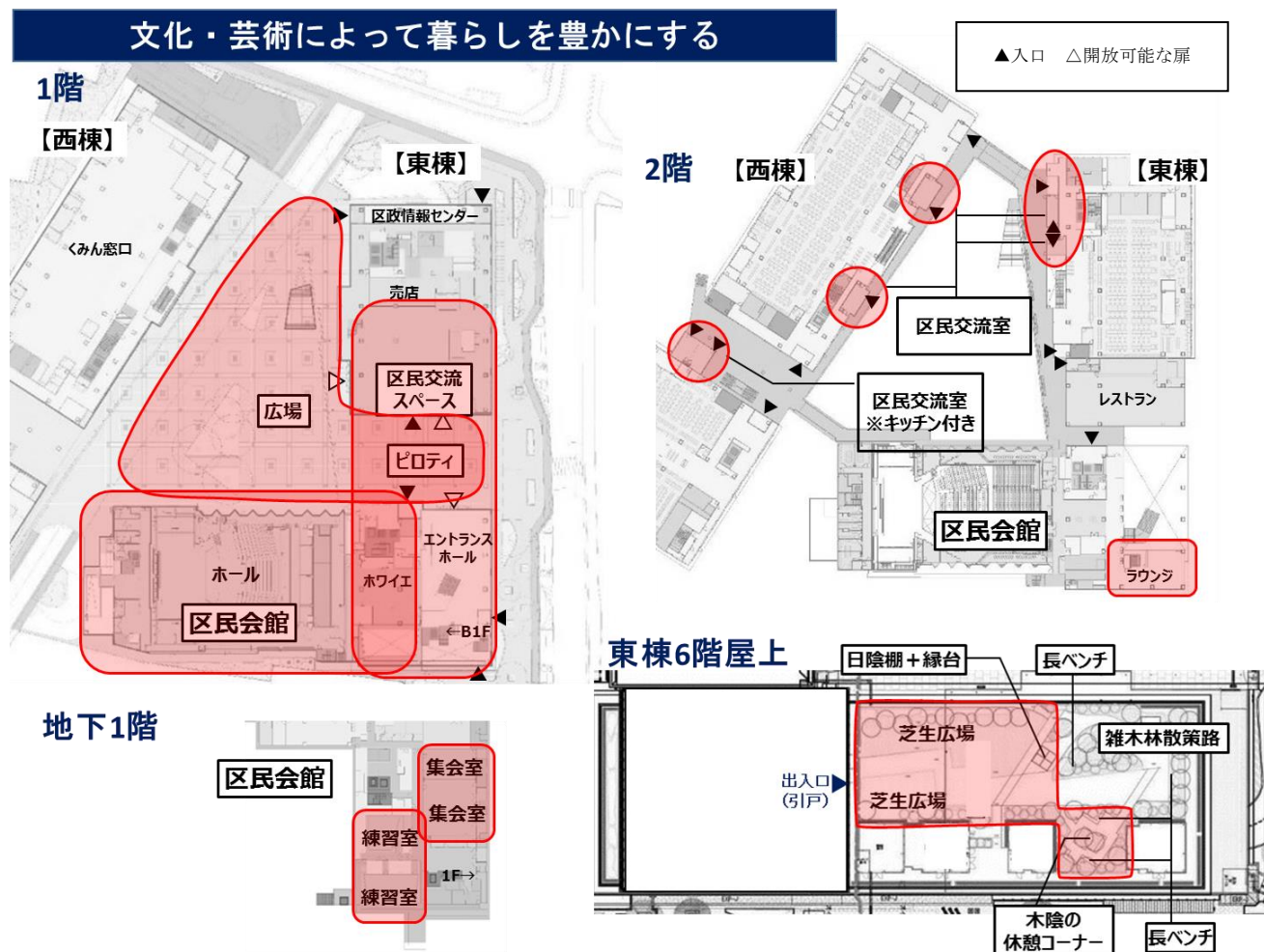
※開設に向けさらに試行イベント等を重ね、今後設置する（仮称）事業運営委員会での協議等を踏まえて、多様な利用・参加を促す空間づくり、ルールづくりに努めます。



## ②文化・芸術事業

基本方針2「文化・芸術によって暮らしを豊かにする」の実現に向け、これまでの検討で積み上げた利用イメージをもとに、第4期文化・芸術振興計画との整合を図り、次の事業に取り組みます。

### 【利用イメージ】



- ・直接、文化・芸術に触れる場合は、文化・芸術の拠点である区民会館ホールがメインとなる。
- ・練習室での活動や、ラウンジでのミニコンサートなど、様々な規模の活動が想定される。
- ・屋内だけではなく、区民参加の文化事業やワークショップの場として、屋外を使った活動も考えられる。広場全体や、ピロティに面する扉を開放して東1期棟のエンタランスホールから区民交流スペースまでを一体として、様々な人が自由に参加できる、広く賑やかな場として使うことも可能。

## 【事業概要】

事業目的・分類	事業内容
区民が文化・芸術に出会い、参加・体験することができる事業	乳幼児からシニア世代まで、区民の誰もが文化・芸術に出会い、参加・体験する機会を創出するため、集会室を利用したワークショップや気軽な体験講座等の参加型事業を行う。
地域のアーティスト、文化団体と連携する事業	地域のアーティストや文化・芸術活動団体に対し活動の場を提供することにより、アーティストや団体の活躍の場の拡大を図るとともに、区民が身近に文化・芸術に触れ、楽しむ機会を創出する。
区民が良質な文化・芸術を鑑賞することができる事業	区の新たな文化・芸術の拠点となる世田谷区民会館ホールにおいて、多様で良質な音楽コンサート等の公演を実施するとともに、ラウンジでのミニコンサートや、ホワイエでの美術品の展示などを行う。
文化・芸術の多様性を活かした事業	人と違うことを評価し、受け容れる文化・芸術の多様性を活かして、広く多様性を認め合う意識醸成を図る事業等に関係団体と連携し行う。

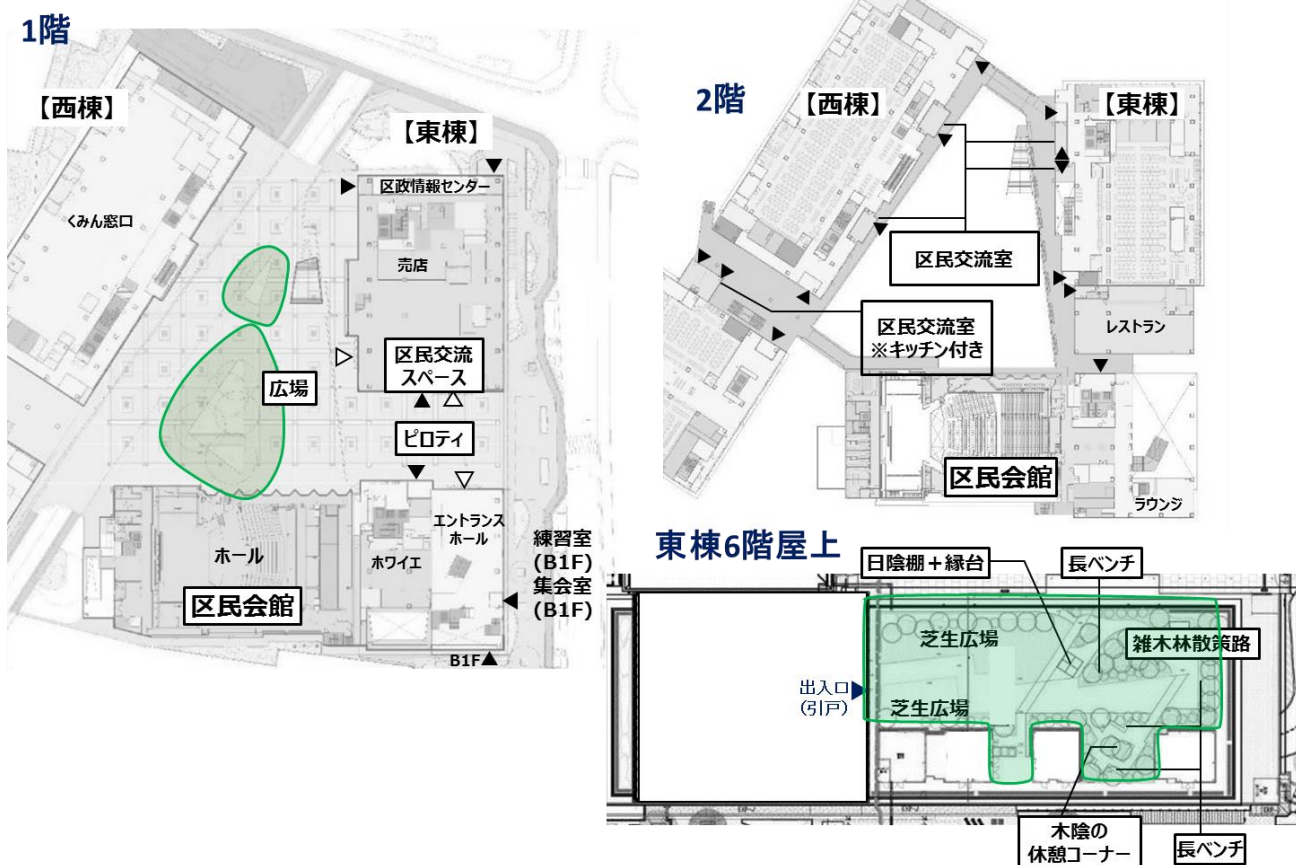
### ③みどり事業

基本方針3「みどりで多様な主体をつなぎ、心潤う環境をつくる」の実現に向け、これまでの検討で積み上げた利用イメージをもとに、次の事業に取り組みます。

#### 【利用イメージ】

みどりで多様な主体をつなぎ、心潤う環境をつくる

▲入口 △開放可能な扉



- ・まず植栽に触れる場所で活動が発生し、そこを拠点として活動が広がっていく。広場には保存・移植されたケヤキが植えられている。
- ・みどりに触れる活動として、プランターなどでみどりを増やしつつ、空間を分けることも可能。
- ・屋上庭園全体はみどりをコモンのように共同管理をし、みどりに触れるだけではない、みどりを育み活かす活動なども想定される。

## 【事業概要】

事業目的・分類	事業内容
みどりに触れ、育む機会を提供する事業	学校の授業や生涯学習等の学びと連携した植物等の管理や、四季の草花を楽しむ催し、区民利用・交流拠点から近隣の緑道、公園を周るウォーキングツアーの実施など、敷地内外の緑化空間を活かし、みどりに触れる機会を提供する。
地域にみどりを広げるための事業	みどりを増やす活動を普及するための事業や、地域のみどりについての相談対応等を関係課や関係団体と連携して行う。 屋上庭園や広場のみどりを生かした活動等を、デジタルサイネージ等を活用して区民交流スペースや区内関連施設等で配信し、みどりに関する活動を広げていく。
みどりを共に育む事業	区内活動団体が実施している、花の寄せ植え講習会等の活動を、区民利用・交流拠点にも誘致し、区民参加型でみどりに関わる場をつくり、区民の暮らしにみどりが根付くよう、みどりを大切にする意識の醸成を図る。
みどりを通じて環境保全に寄与する事業	みどりの大切さを伝える出前講座や講習会等を実施するなど、みどりに対する意識の醸成を通じ、区民が環境保全や環境負荷軽減等について知り、考える事業にも取り組む。

## (3) 全体調整

これまで掲げた各事業は、相互に関連しており、区民利用・交流拠点としての一体性を保持し、拠点全体の事業効果を最大化するため、以下のような全体調整を図ります。

事業目的・分類	事業内容
利用調整	拠点全体の年間事業計画に基づき、季節や月毎等の活動テーマを設定し、積極的に区民や団体、区関係課の参加を促す。このテーマに沿った活動を含め様々な目的により団体等が拠点を訪れるにあたり、スペースや時間の重なる調整のみならず、維持管理や安全上の観点などを考慮しながら、相乗効果や交流への発展性などに配慮した利用調整を行う。
異なる分野が連携した事業	市民活動、文化・芸術、みどりといった拠点事業の基幹となる分野はもちろん、教育、子育て、生涯学習、防災、環境、産業、福祉、健康増進等様々な分野と連携した事業を、関係課と関係団体との協働を積極的に促し実施する。
周辺地域と連携して行う事業	本拠点は地域にとっての市民活動、文化・芸術活動、みどり推進の拠点ともなるため、近隣の公共施設や商店街、教育機関等と連携した事業を行う。
施設を活用した賑わい創出事業	従前本庁舎等で実施されていた大規模なイベントや式典等をはじめ、他会場で催されていた事業の移転拡大実施などを関係課や関係団体に働きかける。また、区内の農産物等を販売するマルシェやキッチンカー出店、季節の行事なども企画し、区役所周辺地域の賑わい創出に努め、本拠点の認知度向上や新たな市民活動の契機につなげる。

<b>広域的に展開する事業</b>	全区的な拠点として、周辺地域だけでなく区全体を対象としたアウトリーチ事業や情報発信事業、既存関連施設等との連携事業等を展開する。
<b>(仮称)事業運営委員会事務</b>	基本理念に掲げる区民交流、協働の拠点となるべく、区、運営事業者、区民、団体などが事業運営について議論する(仮称)事業運営委員会の事務を担う。

#### (4) 運営(利用可能)日・時間、参加手続き等

区民利用・交流拠点においては、単なる施設の提供ではなく、ここで事業・活動が幅広く行われ、多様な区民の参加機会を創出することが必要です。

そのためには、事業内容はもとより、常に利用者像を意識し、そのニーズに寄り添った運営時間や参加手続き等の設定も重要な要素となってきます。

そこで、これまでいただいた区民意見等を踏まえ、次のような考え方で設定するものとし、(仮称)事業運営委員会での協議を踏まえ詳細に決定していきます。

なお、東1期棟のエントランスホール、ラウンジについては、2期工事中の運用状況等を踏まえ、区民利用・交流拠点としての本格的な開設に向け検討を進め、改めて定めることとします。

##### ①運営日

本拠点は庁舎と一体となったつくりとなっていますが、拠点事業の主旨に鑑み、多くの区民の利用・参加を促すため、従前の世田谷区民会館の運用を参考に、全体として年末年始と設備維持管理上やむを得ない日を除き、閉庁日を含め事業運営することとします。

##### ②運営時間

運営時間については、それぞれの事業内容や利用者・団体の属性、活動内容等により、利用したい時間帯が分化することも考えられ、多様な交流を促進するねらいとのバランスも考慮しながら設定していく必要があります。

なお、改修前の区民会館では、「午前：9時～正午」「午後：13時～16時30分」「夜間：17時30分～22時」の3区分と、これを通して9時～22時まで使用できる「全日」の4つの利用時間区分を設けていました。

また、区民センターの例では、午後を「12時30分～14時30分(午後1)」「15時～17時(午後2)」の2つに分け、夜間は「17時30分～19時30分(夕方)」「20時～22時(夜間)」の2つに分け、6つの利用時間区分が設けられています。

屋外施設の例では、公園のナイター設備のないスポーツ施設の多くが夏季は19時まで、それ以外の時期は17時までの利用となっています。

区民意見では、区民利用・交流拠点に対し夜間22時ころまでの利用希望が多く、一方では、広場やピロティといった屋外空間も有していることから、拠点機能の最大発揮を図りつつ、

近隣への配慮等も勘案し下表のとおり設定します。

区分	運営時間	備考
区民会館 (ホール・集会室・練習室)	9時～22時 ※条例に定めるとおり	午前(9時～12時)、午後(13時～16時30分)、夜間(17時30分～22時)
東1期棟エントランスホール・ラウンジ	9時～22時	・2期工事期間中は活動を伴わない個人利用を想定。 ※運営時間については、2期工事期間中は変更となる可能性あり。
区民交流スペース	9時～22時	活動を伴わない個人利用は8時30分より
区民交流室	9時～22時	
広場	24時間通行可能	活動を行う場合は、9時～17時
ピロティ	24時間通行可能	活動を行う場合は、9時～17時
屋上庭園(東棟)	9時～17時	

※屋外での大規模イベント等実施の際は個別に設定

### ③参加手続き等

ほとんどの区民利用施設では、公共施設予約システム「けやきネット」での予約ができるようになっていますが、本拠点に対する区民意見では、多くの区民の利用に向け「けやきネット」における団体登録要件よりも柔軟な運用や、DX推進の観点、さらに登録・受付自体の必要性にすら及ぶ手続きの簡便さを求める声が多く寄せられました。

こうした利用・参加条件や参加手続きについても、事業内容や利用想定等を勘案し、下表のような考え方で設定します。

区分	利用・参加条件	利用・参加手続き
区民会館 (ホール・集会室・練習室)	営利を目的とした利用は不可(ホールを使用する場合を除く)	・団体または個人からの使用申請に基づき使用の承認を行う。 ・使用申請のオンライン化を進める。
区民交流スペース	政治や宗教活動等は利用・参加不可	・活動を伴わない個人利用は受付・利用手続きなし。 ・団体(区民1人以上を含む2名以上)及び活動を行う個人は、事前に登録のうえ当日参加受付。ただし、1日以上継続して活動や展示を行う場合は団体、個人ともに事前相談を要する。 ・事前相談では、拠点としての活動テーマとの符合や区関係課との協働の有無、他団体との交流促進の可能性等による利用調整を行う。
区民交流室		
広場		
ピロティ		
屋上庭園(東棟)		



		<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民を含まない団体・区民以外の個人の活動及び営利活動も可能とするが、すべて事前相談を要する。</li> <li>・登録、事前相談は運営事業者の提案に基づくアプリ等により行う。</li> </ul>
--	--	--

#### ④利用料金（使用料・参加料）

本拠点の利用料金については、広く区民交流を図る目的と受益者負担の原則の兼ね合いを踏まえ、多くの区民の利用を促すことを前提に、それぞれの事業内容にあわせ、下表のような考え方で設定します。その徴収手続きについては、運営事業者によるものとし、具体的な方法はキャッシュレス決済対応を含め、できる限り簡便となるよう運営事業者の提案を求めます。

区分	利用料金（使用料・参加料）
区民会館 （ホール・集会室・練習室）	区民会館条例等に定める使用料
区民交流スペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として無料</li> <li>・1日を超えて継続して活動する場合は、拠点事業経費をもとに算出した参加料が必要（区民を含む団体及び区民は5割減相当額とするが、一定額（材料費相当）以上の料金を徴収する活動の場合は減免なし）</li> <li>・区民を含まない団体・区民以外の個人は活動時間に関わらず参加料が必要（一定額（材料費相当）以上の料金を徴収する活動の場合は5割増相当額）</li> <li>・営利活動は活動時間に関わらず参加料が必要（区民を含む団体及び区民は減免なし、区民を含まない団体・区民以外の個人は5割増相当額）</li> <li>・なお、区との協働による活動は、区民を含む団体及び区民は1日超であっても無料（一定額（材料費相当）以上の料金を徴収する活動は参加料が必要（5割減相当額））とし、区民を含まない団体・区民以外の個人は5割減相当額（一定額（材料費相当）以上の料金を徴収する活動は減免なし）、営利活動の場合は区民を含む団体及び区民は5割減相当額、区民を含まない団体・区民以外の個人は減免なしの参加料がそれぞれ必要</li> </ul>
区民交流室	
広場	
ピロティ	
屋上庭園（東棟）	

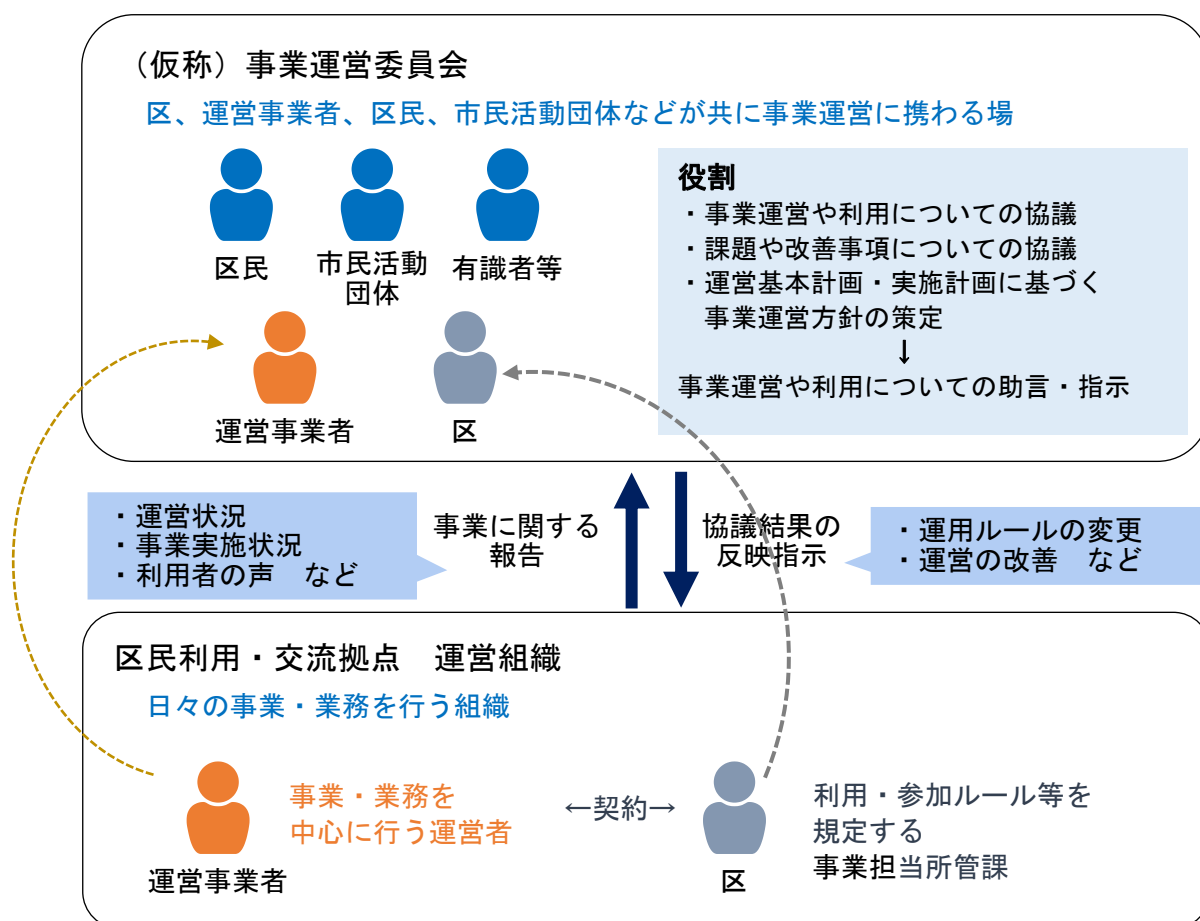
## 2. 組織運営計画

### (1) 事業・活動計画を実現し、持続する組織のあり方

#### ①運営の全体像

区民参加の運営体制のイメージは下図のとおりです。事業・活動計画で示した取り組みを効果的に実現するには、区民、市民活動団体及び区が協働し、そこに専門的なノウハウを有する人や企業等が関わる、区民利用・交流拠点ならではの運営組織が構築される必要があります。

そして、長く関わって経験を蓄積することとともに、新陳代謝や世代交代が行われることも持続可能な組織づくりには大切です。本庁舎等整備2期工事竣工後の本格的な運営開始に向けて区内の団体、区民等との協議を行い、(仮称)事業運営委員会の組成を含め準備を進めます。



#### ② (仮称) 事業運営委員会

事業運営委員会は、区民のニーズや社会の要請に応じたルール変更、方針の見直しが円滑に図られるよう、区民利用・交流拠点事業の運営における情報や課題を関係者が共有し、改善策を話し合う場とします。その事務局は、運営事業者の補助を受けながら、当面は区が担うものとします。

事業計画や事業報告を評価するという諮問組織的な立場だけでなく、年間を通してより実践的な提案・助言を行い、運営者と並走しながら改善を進めるようなあり方を目指します。

委員については任期を明確化し、長期の固定化を避ける一方、単年度の事業計画のみならず、中期的な目標も協議対象とします。

当初の事業運営委員会組成にあたっては、まず公募等により区民や団体等を含めた(仮称)事業運営委員会準備会を組織し、準備会での議論も踏まえて委員選出や具体的な運営方法を定めていくこととします。

### ③運営組織

区民会館の運営は、文化芸術に精通し、多様で良質な公演から親しみやすいワークショップまで多岐にわたる事業を提供すること、団体から個人利用までさまざまな施設利用ニーズに幅広く応えることが可能な主体が必要です。一方、区民交流スペース等は、事業や場を提供すること以上に区民や市民活動団体をつなぎ、活動を促すコーディネートができる主体が必要です。

こうした拠点事業の特性や専門性を踏まえ、単体または複数の事業者・団体が区と契約し、契約事業者・団体が、区と連携して運営を主体的に担うこととします。その際、契約事業者・団体において、責任者をはじめ事業を効果的・効率的に運営する業務分担と組織を形成することとします。

### ④運営主体

区民会館は、その施設特性から、改修前は指定管理者による運営を行っていました。現在は改修中のため直営としていますが、令和8年度後半に交流拠点施設のほとんどが開設するタイミングにあわせ、指定管理者による運営に戻すこととしています。

その他の拠点事業については、区内のNPO法人等の積極的な参画を求めたいところですが、区内NPOや市民活動団体に対して運営への参画可能性を調査したところ、年間を通して全体の運営を実施可能とした団体はほとんどありませんでした。このため、将来的にはNPO等による全体運営を目指すものの、当面は部分的にNPO等市民活動団体が参画可能な組織づくりとし、全体的な運営はNPO等参画のとりまとめが可能な運営事業者が担い、施設の基幹業務の遂行と、NPO等をつなぐ役割を果たす枠組みとします。この事業者と区との契約は、区民会館を含めた交流拠点の全体調整業務を含むことから、区からの業務委託とします。

なお、区民会館の指定管理者と、区民交流スペース等の運営事業者を同一にすることは、事業運営の一体性保持のうえでは有益ですが、必要となる人員やノウハウの確保等事業参画条件が厳しくなることを想定し、それぞれ選定することとします。

事業者の選定方法は公募を原則とし、今後業務仕様の詳細化にあわせ設定します。なお、新規開設となる区民交流スペース等の事業者選定にあたっては、まず業務仕様や参画要件(事業実績やJV(共同企業体)による参加を可能とするなど)の案を公表し、事業者等の意見を公募するなど丁寧に準備を進めます。

選定時期については、先述の交流拠点全体の開設に向け、各選定事業者による開設準備期間も考慮し、設定します。

(事業の枠組み図)

事業/施設	東 1 期棟						東 2 期棟 (区民交流室は西 2 期棟・西 3 期棟設置分を含む)			外構
	区民会館			庁舎						
区分	ホール	集会室	練習室	ラウンジ	エントランスホール	区民交流スペース	区民交流室	ピロティ	屋上庭園	広場
区民活動交流事業				業務委託						
文化事業	指定管理									
みどり事業				業務委託						
全体調整	業務委託									

※基本的な業務分担は上図のとおりとするが、各事業において他の交流拠点施設を利用することがある。また、上図の複数の委託業務については、一体的に発注する。

## (2) 本庁舎等整備 2 期工事竣工までの運営方法について

### ①運営主体

本庁舎等整備 1 期工事竣工後の令和 6 年度中に先行して開設を予定している区民会館は、他のエリアが改修中であり、工事の進捗に応じた運営が必要であることから、従来のように指定管理を導入することが難しく、当面直営にて運営を行います。専門性が必要な業務については、事業者へ委託しながら、本事業運営実施計画に基づく事業を段階的に実施していきます。

指定管理者については、区民会館以外の運営事業者と同様令和 7 年度に選定に入るとともに、(仮称) 事業運営委員会の組成準備を進め、2 期工事竣工後の全体開設・事業開始に備えます。

### ②広報等

令和 5 年 5 月実施の区民意識調査では、本拠点の認知度は 1 割未満であり、開設・事業開始前から、多くの区民の利用につながるよう、各種媒体を通じ広報に努めるとともに、イベント等の実施や選定事業者による PR、事業運営委員会による発信等を検討します。

## 3. 収支計画

区民利用・交流拠点は、ホール等の施設で使用料を徴収したり、事業・活動による利用・参加について一部有料にすることが想定されるため、収入が発生します。

以下に一定の条件設定に基づく試算を示します。今後、事業者選定に向けた事業内容の詳細化、定量化等にあわせ、収支についても精査していきます。

- 試算条件
- ・拠点全体開設後の年間事業収支とする
  - ・事業内容や運営日等は事業・活動計画に基づき設定する
  - ・人件費等の単価は本計画策定時のものとする

単位：円

	区民会館	その他 (区民交流スペース等)	区民利用・交流拠点施設計
人件費	92,905,000	64,480,000	157,385,000
事業費	20,000,000	4,000,000	24,000,000
その他管理費	20,341,000	1,600,000	21,941,000
支出計	133,246,000	70,080,000	203,326,000
利用料金等収入	70,450,000	3,510,000	73,960,000
差引	62,796,000	66,570,000	129,366,000

## 第4章 全体開設に向けて

### 1. 今後のスケジュール

当初は、本庁舎等整備工事の竣工予定に伴い、令和5年度に区民会館が開設し、令和7年度に区民交流スペース等ほとんどの区民利用・交流拠点が開設・事業開始する計画でしたが、工期の延伸により、以下のようにそれぞれ開設時期がずれ込みます。

今後は円滑な開設に向け、順次準備を進めます。なお、今後の本庁舎等整備工事の進捗状況等により変更がありえます。

- 令和5年度 本庁舎等整備1期工事竣工  
事業運営実施計画策定
- 6年度 区民会館開設（業務委託）  
事業者選定に向けた業務仕様等案公表・意見募集（区民交流スペース等）  
（仮称）事業運営委員会準備会委員公募・設置
- 7年度 事業者選定（区民交流スペース等）
- 7～8年度 指定管理者選定（区民会館）  
（仮称）事業運営委員会組成・設置
- 8年度 指定管理者・事業者による開設準備  
庁舎管理規則等関連規定整備  
本庁舎等整備2期工事竣工  
区民交流スペース等開設  
指定管理による運営開始（区民会館）
- 11年度 本庁舎等整備3期工事竣工  
区民交流室（キッチン付き）開設

## 参考 案作成までの検討経過

事業運営実施計画の検討にあたっては、運営基本計画を踏まえ、市民活動団体の意向調査や区民ワークショップによる意見聴取、区民利用・交流拠点施設の運営を想定した試行イベント企画・実施による検証、これらを踏まえた学識経験者によるワーキンググループでの議論などを積み上げることとしており、計画案のとりまとめに至るまで、以下のように取り組んできました。

令和5年4月	NPO意向調査
5月	区民意識調査
6月	試行イベント実施
7月	区民ワークショップ（5地域）開催 類似施設運営者ヒアリング調査 試行イベント実施
8月	学識経験者ワーキンググループ開催
9月	計画素案公表 区内活動団体アンケート
10月	区民意見募集
11月	学識経験者ワーキンググループ開催 シンポジウム開催
12月	学識経験者ワーキンググループ開催

これらの取組みの概要は次のとおりです。

### 1. NPO意向調査

#### (1) 実施概要

区内NPO法人に対し、区民利用・交流拠点施設について周知を図るとともに、利用意向等のアンケート調査を実施しました。

- ① 実施時期 令和5年4月
- ② 調査対象数 420法人
- ③ 回答数 22件（全体の5.2%）
- ④ 調査内容

現在の活動内容や活動場所、区民交流スペースの利用の可能性、運営への参画の可能性等

#### (2) 結果概要

- ・施設の利用 この施設で現在の活動ができると回答した法人 13法人
- ・運営への参画 年間を通じ施設運営業務全体が可能と回答した法人 なし  
市民活動に関する相談等の支援業務が可能と回答した法人 2法人  
施設での自主事業に関する業務が可能と回答した法人 7法人

## 2. 区民意識調査

### (1) 実施概要

世田谷区民意識調査 2023 の一部として、区民交流スペースの認知度を調査しました。

- ① 調査期間 令和5年5月19日（金）～ 6月9日（金）
- ② 対 象 世田谷区在住の満18歳以上の方 4,000人
- ③ 有効回収数 1,832人
- ④ 有効回収率 45.8%

### (2) 実施結果

#### ①区民交流スペース開設時期の認知度

問：区民交流スペースが令和7年度に開設することを知っていますか。

知らない……94.3%

知っている…4.0%

無回答……1.7%

#### ②区民交流スペースに期待すること（複数回答可）

問：区民交流スペースに期待することは何ですか。

気軽に休憩や飲食、談話などで利用できる空間づくり……46.1%

文化・芸術に触れる機会の充実（ロビーコンサートなど）…41.4%

展示やワークショップ、マルシェなどイベントの充実……35.5%

区民同士の交流に参加できる機会の充実……26.6%

地域と連携した事業の実施……16.9%

区内の活動団体等の活動・運営に関する支援……13.8%

打合せなどで利用できる会議スペースの充実……12.6%

区民が自分を表現できる場の提供……10.8%

イベントの企画運営に携わるような仕組みづくり……9.7%

あてはまるものはない……14.7%

無回答……4.6%

## 3. 区民ワークショップ

### (1) 実施概要

区民利用・交流拠点施設の 区民周知を図り、施設運営に関する意見を募るため、説明会を兼ねた区民ワークショップを実施しました。

① 実施期間 令和5年7月3日（月）～ 7月11日（火）

② 実施回数 全5回（5地域で各1回実施）

③ 参加者数 計50人

・年齢層内訳（10～20代 5人 30～40代 5人 50～60代 32人  
70代以上 7人 不明 1人）

## (2) 結果概要

区民利用・交流拠点施設の概要、運営基本計画の説明後に、参加者で意見交換を行いました。主な意見は以下の通りです。

### ① レイアウト・備品について

- ・多様な人が利用できるようユニバーサルデザインに配慮したレイアウト等が必要。
- ・少人数での会議利用や、ひとりで利用するエリア、飲食できるエリアなどを分けるとよい。
- ・ライブ配信をするための機材やWi-Fi環境を整えてほしい。

### ② 利用ルールについて

- ・登録手続きの簡素化やインターネットの活用で予約等の負担を減らせるとよい。
- ・利用時間は、朝から夜間まで区民のニーズに合わせて幅広く使えるとよい。
- ・利用者像に応じて、利用時間帯を分けてもよい。

### ③ 支援体制・機能について

- ・区内の様々な活動団体がこの拠点に集い交流する機会を作れるとよい。
- ・区役所に来られない方などに向けて、施設での活動をデジタル配信などにより広げていくことが重要。配信を行うにあたりサポートがあるとよい。
- ・SNSを活用し、施設での活動や区内団体について効果的な情報発信をしてほしい。

## 4. 類似施設運営者ヒアリング調査

### (1) 実施概要

具体的な施設運営の検討の参考とするため、類似施設の運営者に対するヒアリング調査を行いました。

- ① 実施時期 令和5年7月
- ② 実施対象 都内類似施設2か所

### (2) 調査項目

運営事業者と選定経緯、業務形態、業務内容、組織体制、経費、運営上の留意点等

## 5. 試行イベント第1回 うめとびあフェスタへのPRブース出店

### (1) 実施概要

区民利用・交流拠点施設の運営の具体化に向け、当該施設の運営を想定した試行イベントを実施しました。

- ① 実施日 令和5年6月3日(土)
- ② 実施場所 保健医療福祉の拠点うめとびあ
- ③ 実施内容 うめとびあフェスタへのPRブース出店

区民交流スペースに類似したエントランスホールを有する施設のイベントに参加し、区民利用・交流拠点施設の周知及び来場者が参加できるワークショップを行いました。



## (2) 結果概要

ワークショップでは、施設の利用イメージについて以下のような提案をいただきました。

- ・Wi-Fi が使える
- ・一人でも気軽に居られる
- ・仮設ステージで発表会
- ・観葉植物の配置
- ・のんびり休憩できるスペース
- ・子どもと来られるやわらかい床やおもちゃ 等

## 6. 試行イベント第2回 「うめとびあ×なつあそび」 イベント実施

## (1) 実施概要

第1回試行イベントを参考に、区民利用・交流拠点施設の運営を模したイベントを企画・実施し、検討内容の検証を行いました。

- ① 実施日 令和5年7月29日（土）
- ② 実施場所 保健医療福祉の拠点うめとびあ
- ③ 実施内容 うめとびあ保健医療福祉総合プラザのエントランスホール等を会場に、屋内外のエリアを組み合わせたイベントを実施しました。

- (目的)
- ・レイアウト検討
  - ・「非日常」「日常」の共存の検討
  - ・交流につながるような仕掛けの検討
  - ・区民参加のかたちの検討
  - ・運営体制の検討
  - ・区民利用・交流拠点施設のPR
- (実施イベント)
- ・大道芸やダンス等のパフォーマンス
  - ・科学工作ワークショップ
  - ・キッズスペース
  - ・カフェ営業
  - ・キッチンカーによる飲食物販売
  - ・マルシェ（物品販売）

## (2) 結果概要

未就学児から小学生を中心とした子どもたちとその保護者を中心に、多くの来場がありました。同時に、散歩等うめとびあの日常的な利用者の来場もありました。

イベント実施を通じて、次のように検証結果の概要をまとめました。

- ① レイアウト等
  - ・エリアや時間分けによる人流の変化に対応できるしつらえが有効である。
  - ・電源等の設備に留意する必要がある。
  - ・一方、静と動や日常と非日常のすみ分けには工夫が必要となる。
- ② 交流の仕掛け
  - ・仕切りのない同時活動は交流の契機となりうる。

- ・ イベント等の準備段階からの協働の可能性も追求する必要がある。
  - ・ 飲食は集客に有効である。
- ③ 区民参加等
- ・ 団体等への働きかけには区内連携が重要となる。
  - ・ 区内大学学生ボランティアネットワークは世代交流にも効果あり、大学連携等も新施設運営に有効と考えられる。
  - ・ うめとぴあの地域交流会議には、区、事業者、地元町会、商店会、学校、関係団体等が参加し、多様な意見交換の場となっており、新施設運営にも参考となる。

## 7. 学識経験者ワーキンググループ

### (1) 実施概要

令和4年度に実施した「世田谷区本庁舎整備に係る区民利用施設総合運営計画策定検討委員会」に参加いただいた学識経験者を委員とするワーキンググループを開催し、素案に関するご意見をいただきました。

- ① 実施日 第1回：令和5年8月1日（火）  
 第2回：令和5年11月1日（水）  
 第3回：令和5年12月28日（木）

### ② 検討委員（敬称略）

氏 名	所 属
曾田 修司	跡見学園女子大学マネジメント学部マネジメント学科教授
齋藤 啓子	武蔵野美術大学造形学部視覚伝達デザイン学科教授
福岡 孝則	東京農業大学地域環境科学部造園科学科准教授

### (2) 結果概要

各委員から素案及び今後の検討に関して、ご意見をいただきました。

#### 第1回

##### ① 主な検討内容

- ・ 令和5年度の取組み状況について
- ・ 運営実施計画（素案）について

##### ② いただいた主なご意見

- ・ 日常的な利用者には区職員も含まれることに留意する必要がある。
- ・ 今回の試行イベントは良い機会であったので、より多様なパターンを試行することが望ましい。
- ・ 施設の周知については、試行イベント等の取組みもコンテンツとして利用するとよい。
- ・ 区民会館とその他の施設の運営主体については、JV等、様々な形が考えられるが、区が「一体的運営」として求めるものが明確になるとよい。

- ・運営委員会は、期間を定めた方針設定や委員が固定化しないような仕組みとすることが望ましい。
- ・運営委員会の事業評価では、利用者の声を聴くことにデジタルを活用するとよい。

## 第2回

### ① 主な検討内容

- ・運営実施計画（素案）の説明状況等について
- ・運営実施計画（案）作成に向けた課題整理について

### ② いただいた主なご意見

- ・区内活動団体を対象に行ったアンケート調査は有意義であり、施設周知の効果もあった。更なる分析によってより理解できる部分があるだろう。
- ・既存団体の情報だけでなく、新しい団体が生まれる可能性も意識しておく必要がある。また、区の活動として足りない部分、そこをどの団体が担えるかも検討が必要である。
- ・施設の使い方について、実験しながら考えていくということが、運営、運営委員会にもつながっていく。
- ・本庁舎と交流拠点施設が一緒になっている特性を活用して、区と区民の協働を進めていくことが重要である。
- ・交流拠点施設で活動を行ってもらうための仕掛けづくりをし、人を呼び込んでいくこと、そこに活動団体の活動周知ニーズをマッチングさせるとよい。
- ・区の各所管課で行っている既存のイベントを交流拠点施設に誘致して、それぞれをつなげて何かを生み出す方法も運営の全体像を作るにあたって有効ではないか。
- ・交流拠点施設への流れだけでなく、各地域への還元など双方向の良い効果が生まれるようにしたい。

## 第3回

### ① 主な検討内容

- ・市民活動団体アンケート調査結果の分析、区民意見募集結果について
- ・運営実施計画（案）について

### ② いただいた主なご意見

- ・「協働」というコンセプトを伝えていくことが重要であり、また新しい発想が次々に現れてくる場を目指すべきである。
- ・区内でまだ知られていないが良い活動をしている団体、活躍しているがまだ新しい団体もこれから掘り起こしていくことが重要。アンケートだけでなく、積極的にヒアリングなどを実施しパートナーを増やしていくとよい。
- ・「運営委員会」など、最初は区が主体となって動き出すことが現実的ではないか。
- ・臨機応変に柔軟に対応できるような、また「参加」が担保されるような運営を目指してほしい。
- ・運営委員会については、オープンで多様性がある組織構成が望ましい。

- ・事業については、限られた予算の中で、骨格となる重要事業を決めることと、創意工夫をして進めていくことのバランスが重要である。
- ・「区民交流スペース・区民交流室」、「区民会館（公共施設）」、「広場・ピロティ・屋上庭園（屋外空間）」で展開される各種事業の掛け合わせや、区民の主体的な参加を促すための「振付」を意識することが重要となる。
- ・庁内各所管でそれぞれ取り組んでいる事業や取組みについてもこの施設に誘導できるとよい。
- ・すでに区内で実施している事業や活動を可視化して知ってもらい、拡げていくという視点に立って始めることも重要ではないか。
- ・拠点施設だけに視野を狭めず区内活動の地域ごとの状況を見える化、把握することも重要。デジタルなどを活用して区内の各地域にもアプローチしていくべきではないか。

## 8. 区民利用・交流拠点施設に関する区内活動団体アンケート

### (1) 実施概要

区民利用・交流拠点施設の周知を図るとともに、区内活動団体の活動状況や新施設利用のニーズ調査、事業や運営に関する意見を伺い、運営実施計画策定の参考とするため、アンケート調査を実施しました。

- ①実施時期 令和5年9月
- ②対象団体 区内活動団体
- ③送付数 1,630団体
- ④回答方法 インターネット、郵送、FAX

### (2) 結果概要

- ①回答数 278団体
- ②回答率 17.1%
- ③主な回答

#### ○区民利用・交流拠点施設での活動について

区民利用・交流拠点施設での活動の意向があると回答した団体 127団体

(活動の意向がないと答えた団体) 意向がない主な理由

- ・地理的に遠く、利用できない。
- ・地区内のまちづくりセンターを利用、活動しているため。
- ・活動場所から遠く、参加しにくい。

#### ○活動を行うにあたって必要なものについて

必要なサポートについての回答

SNS を活用した効果的な情報発信	139 団体
行政との協働	133 団体
活動場所の提供	129 団体

市民活動等についての情報提供	106 団体
関連団体との交流	106 団体
活動の相談	59 団体
市民活動に関するセミナー	36 団体
その他 (冊子等による配布、経験・スキルのあるスタッフ、 助成金や補助金に関する案内や指導 など)	47 団体

○運営事業者について

運営事業者として、以下の運営業務について年間を通して担うことが可能とした団体

No.	運営業務	回答団体数
1	【全体業務】区民利用・交流拠点施設の一括運営	6
2	【個別業務】区民活動・交流事業	18
3	【個別業務】文化・芸術事業	16
4	【個別業務】みどり事業	9
5	【個別業務】全体調整	8
6	2～5の中で一部の事業のみ運営を担うことができる	43
7	1～5以外で貴団体が担える業務がある	26
8	年間を通しての運営は難しいが、一部の期間において運営を担える	33
9	担える運営業務はない	152

9. 「新しい区民利用・交流拠点施設を考えるシンポジウム～協働・交流の場に向けて～」開催

(1) 実施概要

区民利用・交流拠点施設の周知及び施設の事業や運営等を取りまとめる「運営実施計画」策定に活かすことを目的に、これまでの検討内容についての講演と、ワーキンググループの委員及び区民ワークショップの参加者、世田谷区長によるパネルディスカッションを行いました。

- ① 実施日 令和5年11月5日(日)
- ② 来場者数 37名
- ③ 登壇者

氏名	所属
曾田 修司	ワーキンググループ委員 跡見学園女子大学マネジメント学部マネジメント学科教授
齋藤 啓子	ワーキンググループ委員 武蔵野美術大学造形学部視覚伝達デザイン学科教授
福岡 孝則	ワーキンググループ委員 (講演のみ動画にてご参加) 東京農業大学地域環境科学部造園科学科准教授

船木 玲子	世田谷地域区民ワークショップ参加者
白澤 洋一	玉川地域区民ワークショップ参加者
保坂 展人	世田谷区長

## (2) 結果概要

パネルディスカッションを通し、以下のようなご意見をいただきました。

- ・施設の一体的な活用等を通し、市民活動団体の活動の見える化ができると良いだろう。
- ・人々の交流のコーディネーターとして、若い世代の担い手が関わってけると良い。
- ・アクセスについての課題はあるが、Web サービスでのデジタルな発信と掲示板等のアナログな発信の両方を通して、まずは区民に施設を身近に感じていただくことが第一歩として必要だろう。
- ・みどりを通した取り組みは幅広い世代が参加でき、具体的な成果が目に見えるため、実施する価値が大きい。広報についても区民が関わって行っていく方法を検討できるとよい。
- ・今回のシンポジウムのような区民が参加できる取り組みを通して、施設への愛着が増していくだろう。区にはそのような機会を今後も継続して設けてほしい。

## 10. 世田谷区本庁舎等における区民利用・交流拠点施設運営実施計画（素案）に対する区民意見募集

### (1) 概要

意見募集期間	令和5年10月15日～11月12日
意見提出人数	15人（ホームページ4人、シンポジウム11人）
意見総数	26件

### (2) 意見の内訳

項目	件数
第3章 1 事業・活動計画について	15件
第3章 2 組織運営計画について	8件
第3章 3 収支計画について	1件
その他	2件
合計	26件

### (3) 主な意見

#### ○事業について

- ・行政と市民団体が、政策ごとの協働と参画をメインにした政策メッセが出来たらぜひ参画したい。
- ・大人から子どもによるダンス、日舞等、アマチュアの小団体が集まったのフェスティバルの開催ができないか。

- ・世田谷区に在住している多様な世代のミュージシャン、先進的なアーティストを生かして、全年代も楽しめるテクノロジーとメディアアート、音楽を絡めた先鋭的かつアットホーム感のあるアートフェスティバルを実施できるとよい。

#### ○ルールについて

- ・運用ルールは極力自由で柔軟なものとして、縛りは最小限にするくらいが良い。そのことが多文化共生・多様な人々の交流の場につながる。世田谷の将来を担う若い世代、大学生、子育て世代の人たちが使いやすい居場所となるようにしてほしい。

#### ○運営について

- ・実施する活動や開催するイベントが「世田谷にふさわしいものか」「倫理的に問題がないか」「法律面・コンプライアンス面の問題がないか」などについてチェックする機能が必要ではないか。
- ・基本理念は先進的で素晴らしいと思った。実際の運用にあたって、この理念が生かされるにはコーディネーターの存在が重要だと思う。また、事業者や運営委員会も重要である。

世田谷区本庁舎等における区民利用・交流拠点施設運営実施計画（素案）  
に対する区民意見募集実施結果について

1 意見募集期間

令和5年10月15日～11月12日

2 意見提出人数

15人（うち複数意見を出された方 5人）

（内訳）

ホームページ	シンポジウム	封書	持参	ファクシミリ	はがき	合計
4	11	0	0	0	0	15

3 意見件数

26件

（意見の内訳）

項目	件数
第3章 1 事業・活動計画について	15
第3章 2 組織運営計画について	8
第3章 3 収支計画について	1
その他	2
合計	26

4 意見概要及び区の考え方

「別紙1」のとおり



世田谷区本庁舎等における区民利用・交流拠点施設  
運営実施計画（素案）に対する区民意見募集  
意見概要及び区の考え方

No	意見の概要	意見に対する区の考え
事業・活動計画		
1	<p>オープンで公平かつ平等な運営を願っています。特に強調したいのは、ジェンダーフリーの社会を目指すべきであるにもかかわらず、男性が参加できない催し物が存在することについてです。わずかなフェミニストの意見ではなく、真の性差のない社会を構築するために、世田谷区はリーダーシップを発揮すべきだと考えています。</p> <p>また、区の施設を利用する場合、特定の団体や個人の経済的利益を排除する規制を導入すべきだとも思います。</p> <p>『Public』という言葉の原義に忠実な運営を強く希望します。</p>	<p>本拠点の基本理念にも掲げているように、多様な区民や団体にご利用、ご参加いただくため、ご指摘の点も踏まえ、（仮称）事業運営委員会での協議を図りながら、適切な運営に努めてまいります。</p>
2	<p>今までの世田谷区民会館や世田谷区の催しは、色々伺ったり情報を見ると、ご家族連れ、年配者をターゲットにした偏った催しが多いイメージでマンネリかつ没個性に感じます。</p> <p>公共の催しはそうなりがちですね。</p> <p>世田谷区には多様な世代のミュージシャン、先進的なアーティストが沢山在住しているのもっと生かして下さい。</p> <p>全年代も楽しめるテクノロジーとメディアアート、音楽を絡めた先鋭的かつアットホーム感もあるアートフェスをやりたいですし実現可能なら運営に参加したいです。</p> <p>区民会館、区民交流スペース、広場、屋上庭園など全施設を連動させてフル活用出来る催しのイメージです。</p> <p>音楽、映像などマルチな表現を汲み一般参加も出来るアートフェスなら可能です。</p> <p>練習室はDJ機材を置いたり今の時代とこれからの文化振興を見据えた事をやってくれると良いですね。</p>	<p>地域のアーティストや文化・芸術活動団体に対し、活動の場を提供することにより、区民の誰もが身近に文化・芸術に触れ、楽しめる機会を創出してまいります。また、施設全体を使った催しにつきましても実施に向け、検討を進めます。</p> <p>新設する練習室Bにおきましては、ドラムセットやギターアンプ等の電子楽器を備え、バンド練習等の場としてご利用いただけます。</p>
3	<p>平日日中の区民交流室に関しては企業の会議室利用として貸し出して活用しても良いのではないかと。</p>	<p>交流・協働につながる事業・活動について、多くの区民や団体に参加していただきたいと考えており、この観点から企業の参加も想定しているところです。</p>
4	<p>利用者からはランニングコストを100%回収できるだけの利用料を負担していただき、公益目的や児童福祉・障害者福祉に適用利用者からのみ減免として欲しい。また、高齢者という理由だけで減免するのは止めてほしい。</p>	<p>利用料金につきましては、区民利用・交流拠点の設置目的に照らし、それぞれの事業内容等に応じて減免も含め設定してまいります。</p>
5	<p>広場や屋上等は夏休みや日曜日に親が働いて家にいない子ども達が集まれるような運用をしてほしい。</p>	<p>本拠点は、子どもたちの利用・参加も想定していません。多くの子どもたちに親しまれる、また交流ができる事業や運用について、（仮称）事業運営委員会でも協議しながら検討してまいります。</p>

世田谷区本庁舎等における区民利用・交流拠点施設  
運営実施計画（素案）に対する区民意見募集  
意見概要及び区の考え方

No	意見の概要	意見に対する区の考え
6	<p>成城ホールや北沢タウンホールが「地域のホール」であるとお話がありましたが、例えば三茶のホール（しゃれなあどオリオン）や梅丘のホール（パークホール）は、ドラムセットやサクセス他、アンプを通して音を出す楽器が禁止です。せせらぎホールはキャパが小さすぎるのも気になりました。</p> <p>中途半端な催し物しかできないホールが多い中、パブリックシアターとなると、かかる利用料が跳ね上がります。お金のない団体には到底利用できません。こうした不具合を新施設では何とかしていただき、世田谷の多くの若者、子ども達が安心して音楽活動ができる場所、及びライブ会場として是非是非設けていただけないでしょうか。</p> <p>世田谷区に「コミュニティ音楽」のメッカができるのを楽しみにしております。</p>	<p>世田谷区民会館ホールは、ドラムやギターアンプ等を使用した催し物を開催することができます。また、新設する練習室Bには、ドラムセットや電子ピアノ等を備え、バンド練習等の場として利用いただけます。</p>
7	<p>持ち運べないグランドピアノ（アコースティックピアノ）やドラムセットはインフラとして設置を希望します。ストリートピアノも賛成ですが、音に関するマネージメントは必須です。</p>	<p>世田谷区民会館ではホールで使用できるフルコンサートピアノをはじめ、新設する練習室において、各種ピアノやドラムセット、ギターアンプを備えた仕様としております。</p>
8	<p>運営ルールは極力自由で柔軟なものとし、縛りは最小限にするくらいで良いと思います。そのことが多文化共生・多様な人々の交流の場につながると考えます。</p> <p>例えば、休日や早朝～夜遅くまでの利用、飲食（アルコール）の自由性、多少の営利性のある団体の活動など。</p> <p>世田谷の将来を担うのは若い世代、大学生、子育て世代の人たちです。彼ら、彼女らが使いやすく、若い世代の居場所となるように、彼ら、彼女らのニーズを最大限反映されたルールにして欲しいです。</p>	<p>本拠点は、若い世代を含め多様な区民の交流につながるよう、また利用・参加が促進されるよう、利用・参加ルールや制限はなるべく少なくする方向で、（仮称）事業運営委員会でも協議しながら検討を進めてまいります。</p>
9	<p>○区民交流スペースの使い方について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土日を含んだ1週間程度を単位の基本とするのはどうか？</li> <li>・ある程度、集客できる企画を核として作っていくにあたり、姉妹都市、交流都市との関係を大事にしていると良いのではないかと？夏の区民まつりだけでなく、物産展も含めた市民交流の可能性はないだろうか？</li> </ul>	<p>新設される区民交流スペースについては、多様な交流を促進するため、様々な活動の利用調整を図ります。それぞれの活動目的や用途に応じて、複数日の活動も可能と考えています。</p> <p>また、多くの区民に訪れていただくため、姉妹都市等との連携も含めたイベント等の企画についても、検討してまいります。</p>
10	<p>○屋上庭園について</p> <p>是非、一般的なものではなく、世田谷ならではの特色があるものになると良いと思います。サギ草の花畠とか、区のカラ―一色になるとか。それを見に、人が押し寄せるような何か特徴があるものにしてください。</p>	<p>新設される屋上庭園については、区民の憩いの場や交流の場となることを目指しています。区民の方が愛着を持ち、足を運んでいただけるよう、区の特色なども生かした取組みを検討してまいります。</p>
11	<p>政策メッセのように、行政と市民団体が、政策ごとの協働と参画をメインにメッセが出来たら是非参画したいです。</p>	<p>区と市民活動団体の協働の場とすることも本拠点の大きな目的であり、ご提案も踏まえて取り組んでまいります。</p>
12	<p>世田谷区は芸術活動が特徴なので、当方は新庁舎でアーティストイベントを考えていますが、利用しやすいのかわかりやすいのか、使用のあり方を教えてください。</p> <p>すばらしいアイデアや考え方がありましたので、学びになりました。</p> <p>税收増加につながるような使用方法も何か聞いてみたいです。</p>	<p>本拠点では、できるだけ多くの区民、団体の参加・活動を促進するため、参加手続き等も簡便になるよう検討を進めており、事業運営実施計画の中でお示ししてまいります。</p> <p>税收増につながるような活用方法、事業展開についても、今後（仮称）事業運営委員会のご意見も伺いながら検討してまいります。</p>

世田谷区本庁舎等における区民利用・交流拠点施設  
運営実施計画（素案）に対する区民意見募集  
意見概要及び区の考え方

No	意見の概要	意見に対する区の考え
13	私は50年程モダンバレエを子ども達に指導しています。区主催による「芸術祭」、大人から子どもによるダンス、日舞等、アマチュアの小団体が集まってフェスティバルの開催ができないかと考えます。小団体のリーダーが話し合いながら進行などを企画していく、区役所の方にも入っていただいて進めていく等、区民一般公募で開催できましたらうれしく思います。	世田谷区民会館のホールや集会室等を活用し、文化・芸術を通じた交流会や交流イベントの実施について検討しています。いただいたご意見も参考に検討を進めてまいります。
14	新しい交流拠点施設ですが、企業でオープンイノベーションや新規事業、産学官金連携等の仕事を行っている小生が考えるにあたり、もっと産業分野、例えば経営改革・官民連携担当課や経済産業部、SETAGAYA PORTやSETA COLORが主管するイベントやプロジェクトに活用できないでしょうか。	本拠点の全体調整機能にも掲げているとおり、文化・芸術やみどり事業だけでなく、産業等様々な分野の事業についても、区関係課や関係団体の連携・協働により展開していきたいと考えています。
15	【事業概要】の表（13ページ）事業目的・分類の1段目 区民が乳幼児期から文化・芸術に出会い、参加・体験することのできる事業とし、「乳幼児期から」をあえて書き加えてください。 近年の脳科学の急速な研究の進化により、乳幼児期から文化芸術に日常的に接することが子どもの成長に大きく影響することは実証済みで、非認知能力が培われる文化芸術体験は必須です。近年活発に行われるようになった乳児対象のベイビーシアターや、わらべ歌等の「アートスタート」的なプログラムは、子育てに関する困難を抱えている養育者自身にも良い結果をもたらしています。	乳幼児期からの取組みが重要であると考えております。いただいたご意見を踏まえ、記載を修正いたします。
<b>組織運営計画</b>		
16	運営は優れた民間企業へ指定管理者として委託してほしい。	本拠点の運営組織の考え方にもお示ししているように、事業の特性や専門性を踏まえながら、運営事業者を適切に選定してまいります。
17	政治・宗教的な色が強いNPOは運営から排除してほしい（政治色の中には役員等に活動家や直近の選挙に立候補した人がいるというのも除外事項としてほしい）。	公平性、中立性を損なわないよう、また、多くの区民や団体が参加でき、協働・交流の拠点となる事業運営を目指してまいります。
18	実施する活動や開催するイベントなどが ①世田谷区にふさわしいものか？ ②倫理的に問題がないか？ ③法律面・コンプライアンス面の問題がないか？ などについて、チェックするような機能も必要ではないでしょうか？ 特に①について、区民の多様性・地域性を考慮したり、区民のタレント・能力を最大限活用することが必要ではないでしょうか？ また③についてはAIなど最新技術の活用により発生する諸問題も考慮が必要に思います。	本拠点の設置目的である協働・交流を促進するため、多様な区民や団体による様々な事業・活動ができるだけ多く展開させたいと考えています。一方、活動の場を提供するだけではなく適切なコーディネートを含めた利用調整を行うとともに、（仮称）事業運営委員会において事業運営や利用内容について協議する仕組みを導入することとしています。
19	基本理念は先進的ですが素晴らしいと思いました。実際の運用にあたって、この理念が生かされるには、コーディネーターの存在が重要だと思います。市民と行政職員との真の協働が行われることを望みます。事業者、運営委員会もとても重要です！	区民や団体と区が適切に協働できるよう、そのつなぎ役であるコーディネーターの配置を行う運営事業者の選定や（仮称）事業運営委員会の組成について、丁寧に準備を進めてまいります。
20	世田谷区にもあらゆるステークホルダーや区民をつなぐ「ハブ」「エコシステム」が必要不可欠であると考えます。	区民、団体及び区の協働・交流の拠点としての機能が最大限発揮できるよう、適切な運営に努めてまいります。

世田谷区本庁舎等における区民利用・交流拠点施設  
運営実施計画（素案）に対する区民意見募集  
意見概要及び区の考え方

No	意見の概要	意見に対する区の考え
21	基本理念については理解しました。理念・方針を実現するための組織運営計画についての具体策をもう少し聞きたいと思いました。これからということでしょうか？	より具体的な組織運営計画については、事業運営実施計画の中でお示ししてまいります。
22	第2章 運営基本計画の概要 3の(2)交流・共生を生み出す「つなぎ役」を設置する(8ページ) ・地域の課題やニーズに応じ、区民、市民活動団体、専門家及び区とのマッチング・交流など…として、「専門家」を加えてください。専門家が加わることで活動の豊かさ、深さが加わります。 ・様々な案内や相談対応などを行う機能を試行するにあたり、文化地域コーディネーターを配置する。 として、試行する具体的な役割を持つ人材として「文化地域コーディネーター」の配置を加えてください。人と人、人と文化、人と地域、地域と地域を文化でつなぐ人材を具体的な名称で設置されることを希望します。	運営基本計画に定める、交流・共生を生み出す「つなぎ役」の設置を含む実現に向けた取組みを達成するため、つなぎ手となるコーディネーターを配置することとしており、こうした専門性を有する運営事業者を適切に選定してまいります。
<b>収支計画</b>		
23	区民会館や各施設に命名権名称を導入し、区民負担を減らしてほしい。	区民利用・交流拠点としての設置目的に照らし、区民会館では区民から愛称を募集することとしています。一方、事業運営にあたっては、効率性や経済性に十分留意してまいります。
<b>その他</b>		
24	施設に訪れにくい地域の方々がいる件については、できる限り巨大な駐車場を建設していただくことで、大分変わるはずです。	駐車場につきましては、本庁舎等整備工事において西棟に81台分をご用意する予定でございます。また、本拠点に訪れにくいの方々のために、アウトリーチや情報発信等の事業も展開することとしています。
25	素案作成にあたり、市民活動団体へのアンケートや市民参加によるワークショップが地域別で開催されるなど、民意の反映を受け取る取組みが見受けられ評価できます。また区長をはじめ、検討委員会委員長を中心とした委員会の尽力も伺える素案と考えます。	今後につきましても、区民や団体等からご意見をいただく機会を作りながら、全体開設・事業開始に向けて準備を進めてまいります。

## 資料 4

## 運営実施計画（素案）から（案）への主な変更点

対象項目	変更内容	(案) 該当ペ ージ	
計画名称	・「事業」を追加		
第1章 計画の背景			
2 区民利用・交流拠点施設について (1) 施設構成及び開設スケジュール	・現在の本庁舎等整備工事各期竣工見込みを踏まえ、開設スケジュールを修正	P 2	
4 計画期間	・施設竣工時期を修正	P 5	
第3章 運営実施計画			
1 事業・活動計画 (1) 基本的な考え方	・事業展開に関する補足	P 9	
(2) 事業概要	①区民活動・交流事業 ②文化芸術事業 ③みどり事業	・事業内容の補足	P 1 0 ～ 1 6
	・レイアウト、しつらえ、設備等	・団体等の意見も踏まえ、区民交流スペースのレイアウトの考え方の補足とともに例示にとどめ、また、利用ルールについても、丁寧な利用調整に努める前提で最小限にとどめ、開設前から事業運営委員会において協議する旨を記載	P 1 1・ 1 2
(3) 全体調整	・事業内容の補足や所管課との積極的な協働を促す旨を追記	P 1 6	
(4) 運営日・時間、参加手続き等	②運営時間	・団体等の意見も踏まえ、運営時間設定の考え方とともに、事業運営委員会でも協議する旨記載	P 1 7
	③参加手続き等	・登録・受付等のイメージを記載 ・簡便な参加手続きについて、事業者によるアプリ活用等の考え方を記載	P 1 8
	④利用料金（使用料・参加料）	・利用料金設定の考え方として、区民会館は条例に基づき使用料を設定し、その他は事業経費をもとに参加料を算出する旨及び減免の考え方について記載	P 1 9

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・徴収手続きについて、キャッシュレス決済導入等の方向性を記載</li> </ul>	
2 組織 運営計画 (1) 事業・活動 計画を実現し、持 続する組 織のあり 方	②(仮称)事業運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの検討経過も踏まえ、まず準備会を置いて事業運営委員会設置前から団体等との協議を進める方向性を追記</li> <li>・委員は任期を明確化し長期の固定化を避ける旨記載</li> <li>・事務局は当面区が担う旨を明記</li> </ul>	P 2 0
	④運営主体 (事業の枠組み)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体アンケートも踏まえ、区民会館指定管理者と区民会館以外の運営事業者の業務分担を含めた事業の枠組みを図示、ただし、将来的には団体が運営の主軸を担うことを目指す旨も記載</li> <li>・事業の枠組みに従い、事業者選定方法、時期について、本選定の前に業務仕様案を公表し事業者の意見募集を行うなどの手順を含め記載</li> </ul>	P 2 1
3 収支 計画		<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定の条件設定による年間事業収支の試算を記載</li> </ul>	P 2 2
第4章 全体開設に向けて			
1. 今後のスケジュール		<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の本庁舎等整備工事各期竣工見込みを踏まえ修正</li> </ul>	P 2 3
参考 案作成までの検討経過		<ul style="list-style-type: none"> <li>・素案作成後案作成までの検討経過を追記</li> </ul>	P 2 4 ～